
第二次大阪府社会的養護体制 整備計画（案）

大 阪 府

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景 4
2. 計画の位置づけ 5
3. 計画期間 5
4. 計画策定体制 6

第2章 大阪府の社会的養護の現状と大阪府社会的養護体制整備計画（第一次計画）の検証

1. 大阪府の社会的養護の現状 8
2. 大阪府社会的養護体制整備計画（第一次計画）の検証（中間報告） 14

第3章 計画の基本理念及び目標量

1. 計画の基本理念 21
2. 計画の基本的方向 21
 - (1) 家庭的養護の推進
 - (2) 専門的ケアの充実
 - (3) 自立支援の充実
 - (4) 家庭支援・地域支援の充実
3. 要保護児童の将来推計 24

第4章 大阪府における家庭的養護の推進に向けた将来ビジョン（*都道府県推進計画）

1. 新規入所措置児童等におけるニーズ調査 25
2. 大阪府所管乳児院・児童養護施設の家庭的養護推進計画 29
3. 大阪府における家庭的養護推進に向けた将来ビジョン 31

第5章 社会的養護を担う施設等種別ごとの取組み

1. 里親・ファミリーホーム（*都道府県推進計画（前期計画）） 34
2. 乳児院（*都道府県推進計画（前期計画）） 35
3. 児童養護施設（*都道府県推進計画（前期計画）） 36
4. 情緒障がい児短期治療施設 37
5. 児童自立支援施設 38
 - ①府立修徳学院
 - ②府立子どもライフサポートセンター
6. 母子生活支援施設 39
7. 障がい児入所施設における要保護児童の受入れについて 40
8. 一時保護 41
9. 自立援助ホーム 41
10. 児童家庭支援センター 42

第6章 社会的養護に共通する機能の強化 (**)	
1. 人材確保と施設職員の専門性の向上	44
2. 専門的ケアの充実	44
3. 自立支援の充実	45
4. 家庭支援・地域支援の充実	46
第7章 子どもの権利擁護	48

*都道府県推進計画

「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ）に沿って家庭的養護を推進するため、都道府県が推進期間（15年間）を通じて、具体的な方策を定めたもので、5年ごとに前期・中期・後期に分けられる。大阪府では、大阪府・大阪市・堺市のそれぞれの計画をあわせて都道府県推進計画としている。

**社会的養護に共通する機能の強化

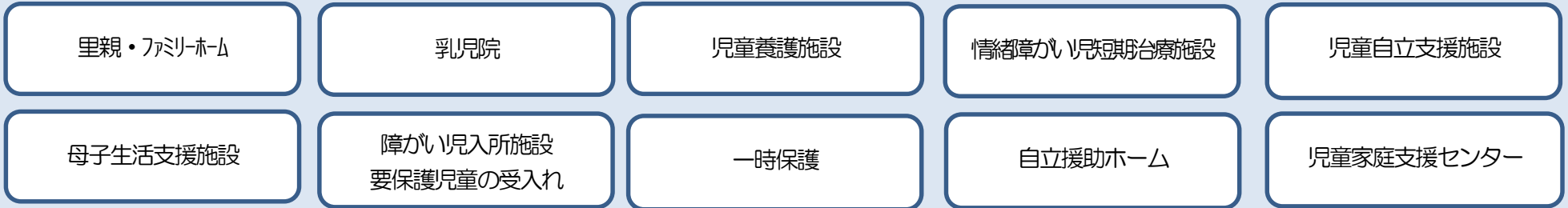
障がい児入所施設等について、今後、国において、入所施設の機能等について検討することとされていることから、第6章には含めない。

第二次大阪府社会的養護体制整備計画の章立て

計画の策定にあたって (第1章)	1.背景	計画の検証(第2章) 大阪府社会的養護体制整備 大阪府の社会的養護の現状と	1.現状	計画の基本理念及び目標量 (第3章)	1.計画の基本理念	2.計画の基本的方向 (1)家庭的養護の推進 (2)専門的ケアの充実 (3)自立支援の充実 (4)家庭支援・地域支援の充実	3.要保護児童の将来推計	大阪府における家庭的養護の 推進に向けた将来ビジョン (第4章)	1.ニーズ調査 2.乳児院・児童養護施設の家庭的養護推進計画 3.家庭的養護推進に向けた大阪府将来ビジョン
	2.位置づけ		2.検証						
	3.期間								
	4.策定体制								

社会的養護を担う施設等種別ごとの取組み
 (第5章)

ω



社会的養護に共通する
 機能の強化
 (第6章)

人材確保と施設職員の
 専門性の向上

専門的ケアの充実

自立支援の充実

家庭支援・地域支援の充実

子どもの権利擁護
 (第7章)

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

大阪府では、少子化や家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、家庭や地域での子育てが困難になっていること、なかでも児童虐待相談対応件数の増加にともない、「一時保護」が増加し、「社会的養護」を必要とする子どもの背景が複雑多様化しており、このような状況に適切に対応し、子どもの健全育成と自立を支援するため、平成22年3月「大阪府社会的養護体制整備計画」（以下「第一次計画」という。）を策定した。

第一次計画は、大阪府の社会的養護体制について、平成29年度までの必要量を見込んだ上で、課題と基本目標や具体的取組について、平成22年度から平成26年度までの5か年計画を示したものであり、「こども・未来プラン（大阪府次世代育成支援行動計画）の後期計画」にもその内容を示している。

本計画は、第一次計画の後継計画として位置づけ、策定する。

また、この間、子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、児童虐待など保護者の適切な養育を受けられない子どもが増えており、国において、社会的養護について、短期的に解決すべき課題や、中長期的に取り組む将来像について検討され、平成23年7月、児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会「社会的養護の課題と将来像」（以下「国の将来像」という。）として取りまとめられた。

国の将来像においては、社会的養護の理念を「子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育む」とし、「保護者の適切な養育を受けられない子どもを、社会の公的責任で保護養育し、子どもが心身ともに健康に育つ基本的な権利を保障する」と示している。

なかでも、社会的養護の施設で、虐待を受けた子ども、障がいのある子ども、また、DV被害を受けた母子等が増えている状況に対応するため、直接子どもを支援する職員の引き上げの目標水準を示した意義は大きい。

また、児童養護施設については、本体施設の定員を小さくし、養育単位を小さくすること、地域のグループホーム（地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケア）を増やし、今後10数年の間に、「児童養護施設等が9割、里親・ファミリーホーム（以下「里親等」という。）が1割」である現状に対し、「本体施設、グループホーム、里親等の割合を概ね3分の1ずつ」にしていくという目標を掲げるなど、社会的養護体制の質的転換をめざしている。

本計画は、国の示した施設職員の配置基準の引き上げを前提として、今後15年間の養育単位の小規模化、グループホームの地域分散化等、家庭的養護を推進する具体的取組を含めた計画も併せて策定する。

2. 計画の位置づけ

(1) 第二次大阪府社会的養護体制整備計画

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条に規定する子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の中の「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（5年）」及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第7条に規定する次世代育成支援対策の総合的かつ効果的に推進を図るための行動計画策定指針（以下「行動計画策定指針」という。）の中で、都道府県は、保護を要する子どもの養育環境の整備に関する事項を定めることとされた。

また、国は、平成24年10月に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会がとりまとめた「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（以下「小規模化等の手引き」という。）を受け、児童養護施設及び乳児院に対し、今後10数年で、施設の小規模化と家庭的養護を推進する「家庭的養護推進計画」を各施設が策定することとした。

併せて、都道府県に対し、施設養護と家庭養護の必要量の見通しを立て、各施設における「家庭的養護推進計画」の検討を調整しつつ、今後10数年で、本体施設、グループホーム、里親等を概ね3分の1ずつにしていく目標を目指した、「都道府県推進計画」を策定することとした。

上記を踏まえ、大阪府においては、第一次計画の後継計画として、同計画の取組状況を検証するとともに、今後15年間の大阪府社会的養護体制整備にかかる長期的ビジョンを示し、「大阪府子ども総合計画」（計画期間：平成27年度から平成36年度まで）に社会的養護の具体的な取組みの方向性を示す、第二次大阪府社会的養護体制整備計画を策定する。（図表1参照）

(2) 都道府県推進計画

都道府県には、国の将来像に示された、「児童養護施設等が9割、里親等が1割」である現状に対し、「本体施設、グループホーム、里親等の割合を概ね3分の1ずつ」にしていく目標と、小規模化等の手引きを踏まえ、平成27年度から平成41年度までの15年間（以下「推進期間」という。）でこの目標を達成することを目指すことが求められている。

そのため、平成41年度末における社会的養護を必要とする児童の見込み数や里親等委託率の引き上げのペースを考慮して、確保すべき事業量を設定した上で、各施設の「家庭的養護推進計画」と調整を行った上で、「都道府県推進計画」を策定することとされた。

なお、本計画には大阪市、堺市が策定したものをそれぞれ第8章、第9章に掲載する。

3. 計画期間

(1) 第二次大阪府社会的養護体制整備計画

国の「基本指針」及び「行動計画策定指針」を踏まえ、平成41年度までの必要量を見込んだ上で、平成27年度から平成31年度までの5か年の社会的養護体制整備の計画とする。

(2) 都道府県推進計画

国の将来像及び小規模化等の手引きを踏まえ、平成27年度から平成41年度までの推進期間（15年間）を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分した各期ごとの目標を設定した、家庭的養護を推進する計画とする。なお、5年ごとの期末に見直しを行う。

4. 計画策定体制

本計画は、学識経験者、児童福祉施設代表、里親代表等による「大阪府子ども施策審議会社会的養護体制整備計画策定部会（以下「計画策定部会」という。）での4回の議論や関係施設及び里親代表者からのヒアリングを実施した。

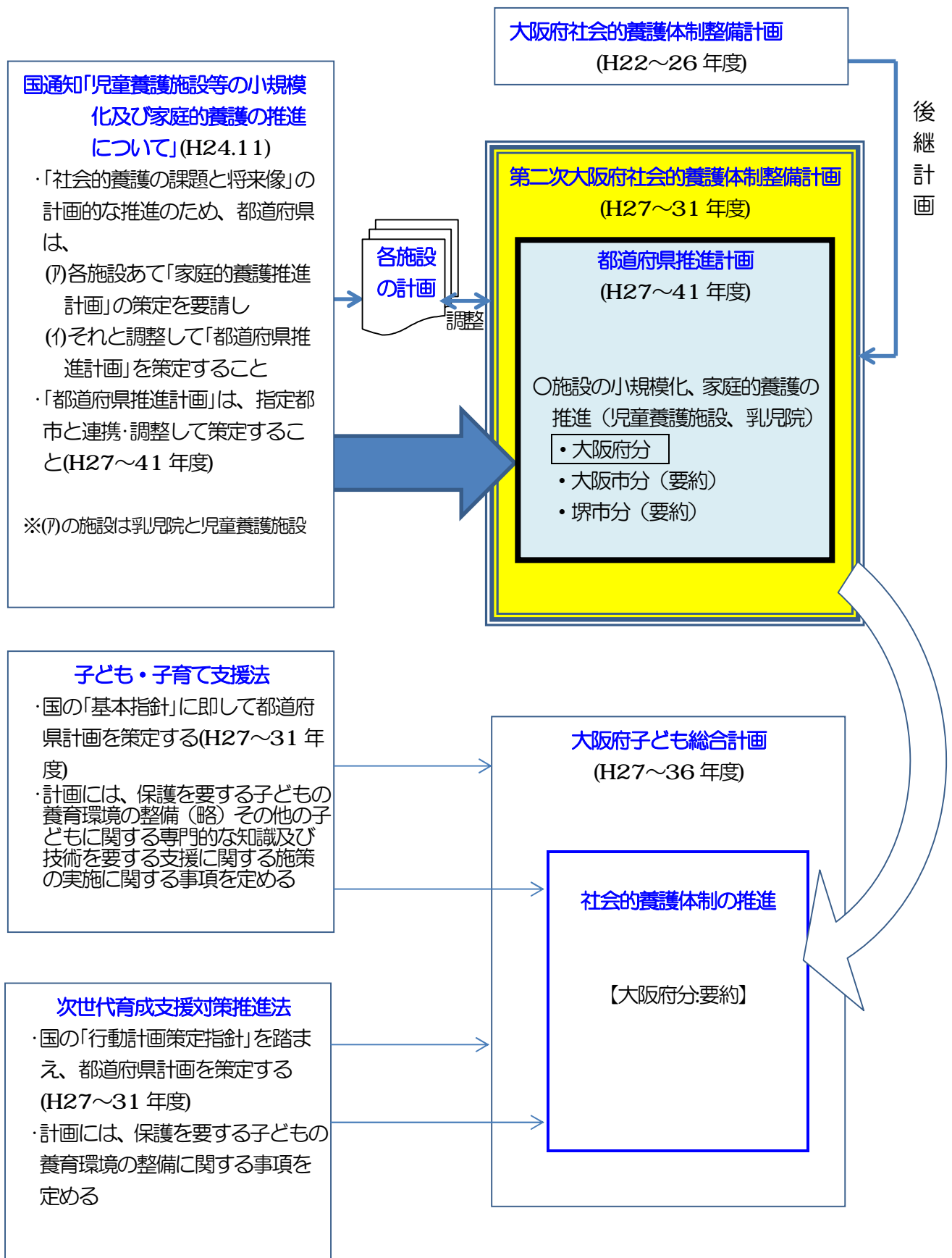
平成25年	9月～10月	施設ヒアリング
	11月	計画策定部会設置
平成26年	2月	第1回計画策定部会
	2月～3月	施設ヒアリング・ブロック会議（計3回）
	4月	乳児院・情緒障がい児短期治療施設との意見交換会
	5月	第2回計画策定部会
	6月～8月	施設ヒアリング
	8月	第3回計画策定部会
	10月	第4回計画策定部会
	11月	大阪府子ども施策審議会において概要を報告
	12月～1月	パブリックコメント
平成27年	2月	大阪府子ども施策審議会においてパブリックコメント結果を報告

【委員名簿】

氏名	所属	備考
伊山 喜二	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会施設福祉部 児童施設部会 部会長	
才村 純	関西学院大学人間福祉学部人間科学科 教授	部会長
田中 文子	公益社団法人子ども情報研究センター 所長	
辻 晃	大阪里親連合会 会長	
福田 公教	関西大学人間健康学部 准教授	

(五十音順)

図表1 第二次大阪府社会的養護体制整備計画の位置付け（イメージ）



第2章 大阪府の社会的養護の現状と大阪府社会的養護体制整備計画（第一次計画）の検証

1. 大阪府の社会的養護の現状

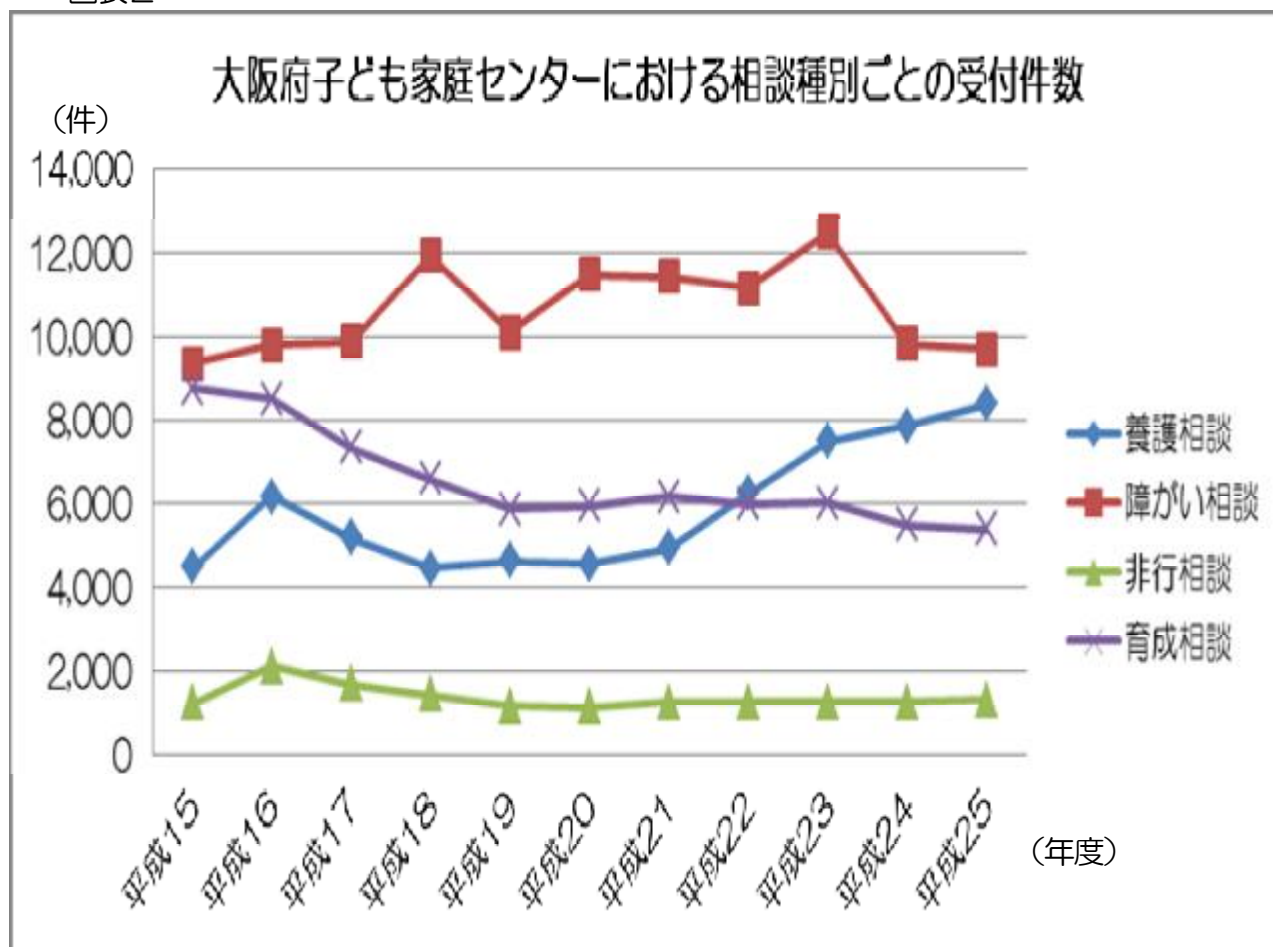
(1) 相談受付件数の推移

大阪府子ども家庭センターが受ける子どもに関する相談受付件数の推移を相談種別ごとに示すと、不登校や性格行動相談等についての育成相談は減少傾向にあり、非行相談については横ばい状況にある。

養護相談については、平成16年1月、大阪府内で発覚した重大な虐待事件の影響により、平成16年度の件数が突出したと考えられる。その後、平成17年度から市町村が児童家庭相談窓口となり、平成18年度から堺市が政令指定都市となり児童相談所（子ども相談所）を設置したため、相談受付件数が減少するものの近年は増加に転じている。

障がい相談については、平成18年10月に障がい児施設給付費支給決定及び受給者証を発行したため増加している。平成24年度に減少しているのは、障がい児通所給付費等の支給決定及び受給者証の発行を市町村に移管したことが大きな要因と考えられる。

図表2

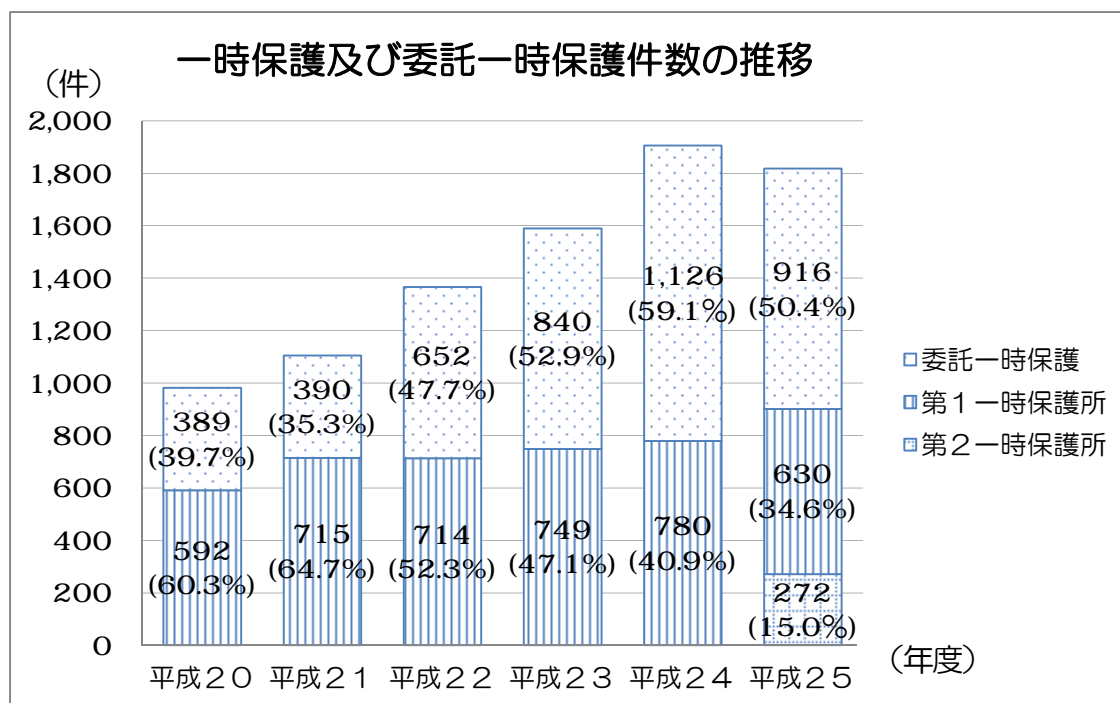


(2) 一時保護の状況

児童福祉法（以下「法」という。）第33条の規定に基づき、大阪府子ども家庭センターは緊急保護・行動観察・短期入所指導など保護の必要があると認めた場合、子どもを一時保護所に一時保護し、または、児童養護施設、乳児院等に一時保護の委託（以下「委託一時保護」という。）をしている。大阪府における一時保護の状況をみると一時保護件数が増加傾向にあり、その中でも委託一時保護の割合が増加している。平成23年度には、委託一時保護が一時保護を上回った。

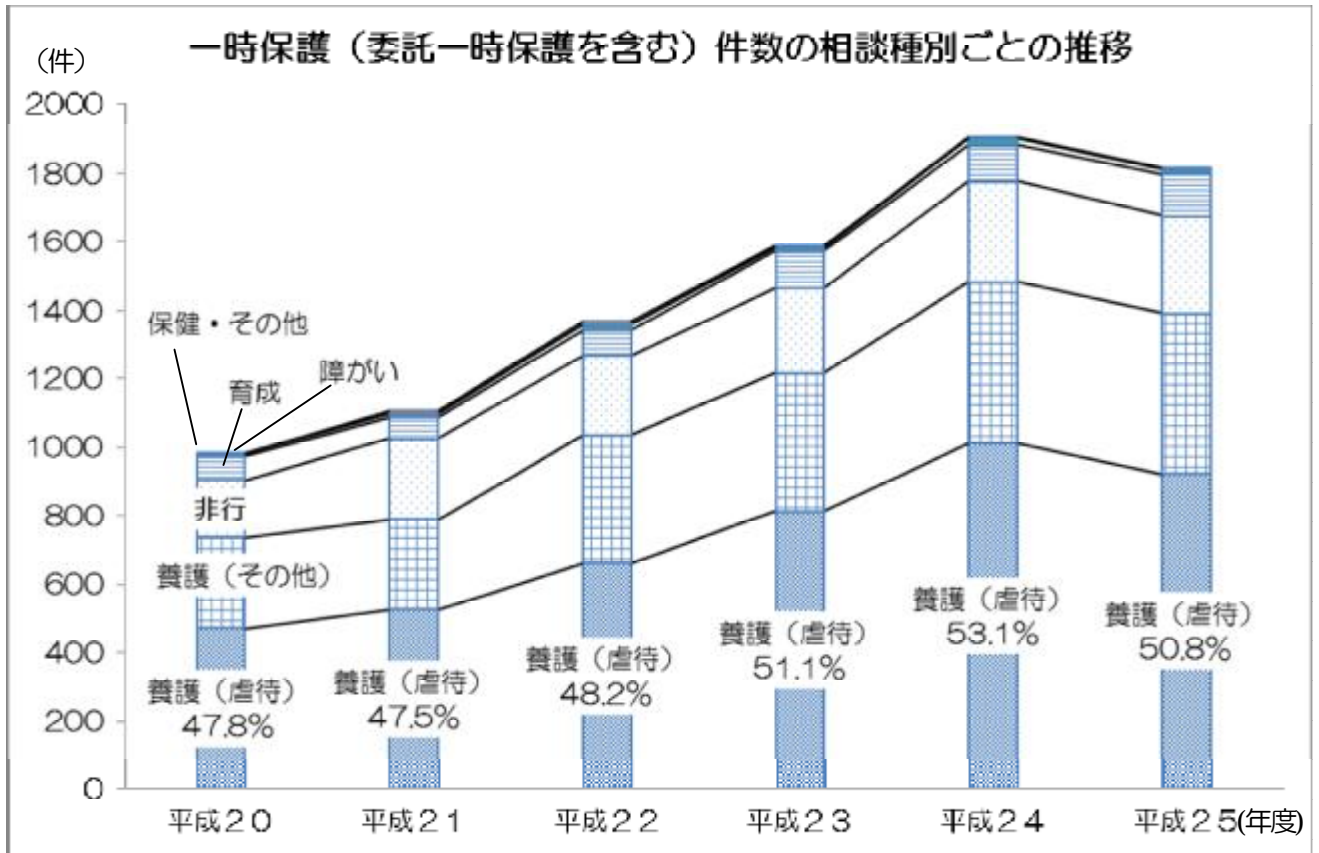
一時保護件数の増加に対応するため、平成25年8月には、第2一時保護所を開設した。なお、一時保護所の入所定員は、第1一時保護所50人、第2一時保護所36人、あわせて86人となった。

図表3



一時保護した主訴を相談種別ごとにみると、養護（虐待）相談による一時保護（委託一時保護を含む）は、全体の約5割を占める状況である。

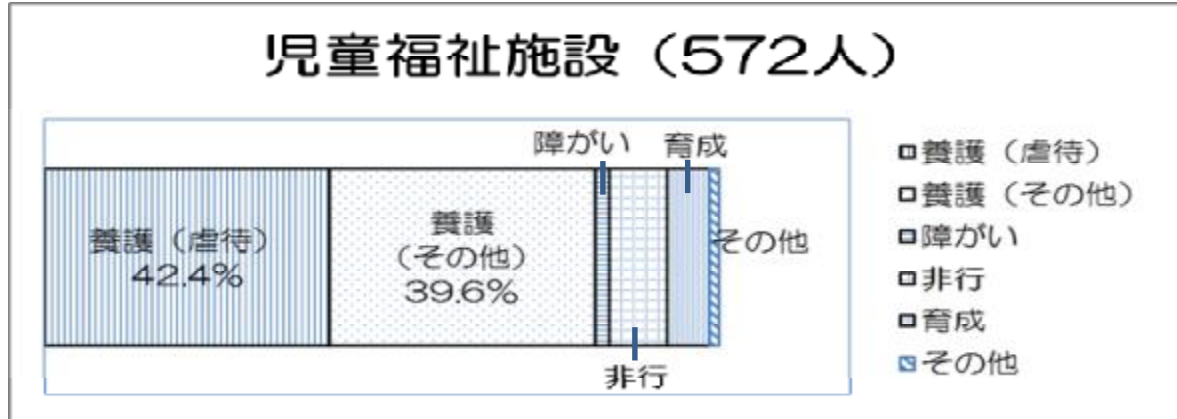
図表4



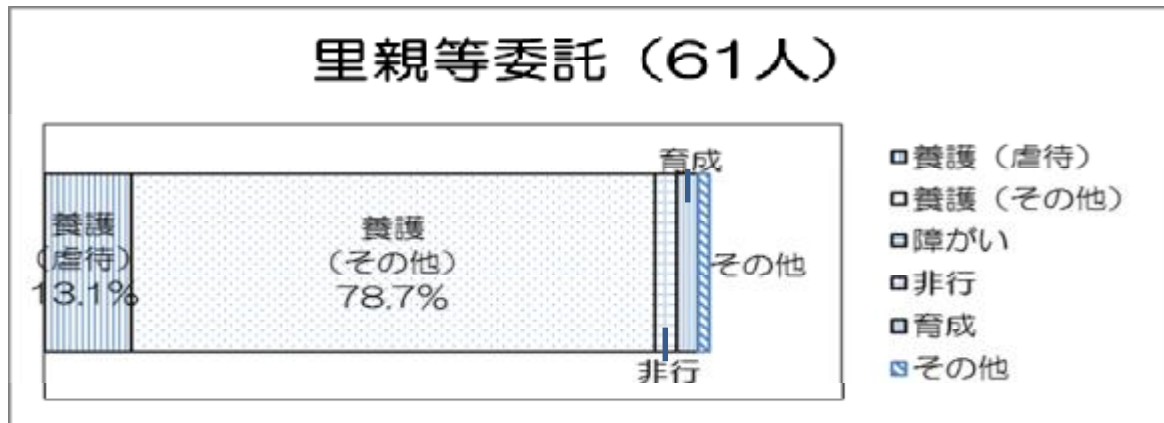
(3) 新規入所措置児童の状況

大阪府子ども家庭センターは、必要に応じて、法第27条に基づき子どもを児童福祉施設に入所または里親等へ委託させる措置をとる。平成25年度に、児童福祉施設への入所や里親等委託へ措置がなされた子どもの人数は、633人である。この新規入所措置児童を入所した種別ごとにみると、児童福祉施設では、養護相談によるものが約8割を占め、虐待を主訴とするものは約4割を占めている。

図表5 平成25年度新規入所措置・委託措置児童数の状況



※児童福祉施設… 乳児院、児童養護施設、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、障がい児入所施設



※里親等… 里親、ファミリーホーム

乳児院、児童養護施設、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設に平成24年度に新規入所または里親等に委託した子どもについて、虐待を受けた経験のある子どもが7割近くと多数を占めている。(子ども室家庭支援課調べ)

図表6 平成24年度新規入所・委託措置児童の被虐待経験の割合

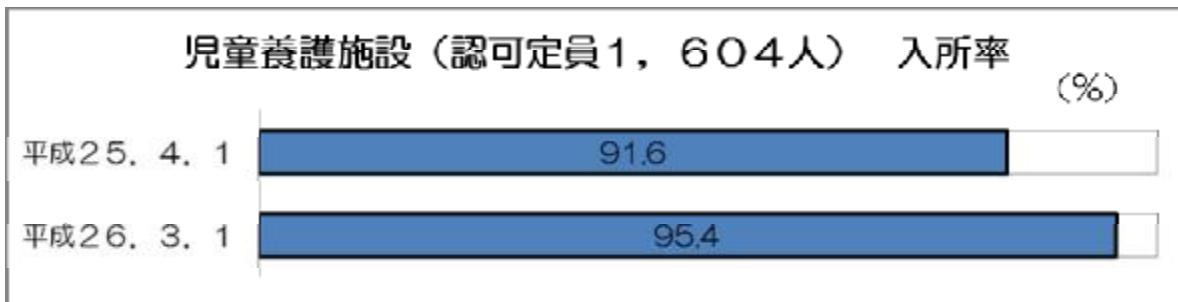
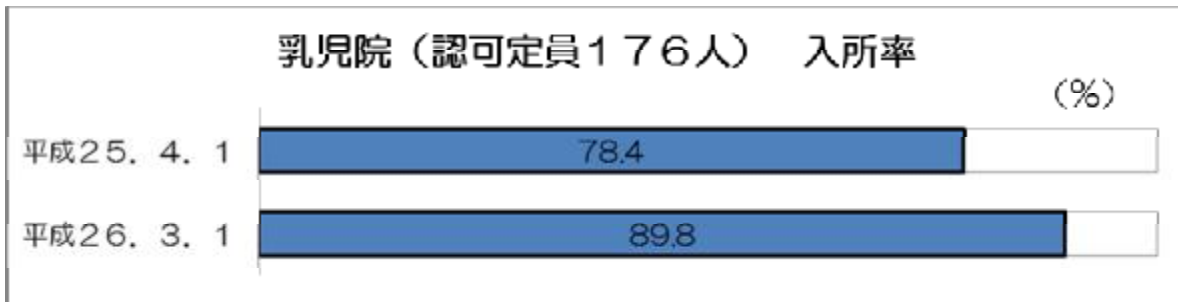
乳児院	児童養護施設	情緒障がい児短期治療施設	児童自立支援施設	里親等	全体
62.9%	78.3%	69.6%	49.1%	46.6%	68.0%

(4) 施設種別ごとの入所児童の状況

施設における入所児童の状況については、平成25年4月1日現在1,601人、平成26年3月1日現在1,704人である。

年間を通して、入所児童数が最も少なくなる4月1日時点と入所児童数が最も多くなる3月1日時点の入所率について、乳児院では約11ポイント、児童養護施設では約4ポイントの差がある。乳児院の入所児童については、入所期間が短く、各月初日の在籍児童数の変動によるところが多いという特徴がある。また、乳児院や児童養護施設では入所児童以外にも委託一時保護の子どもを受入れている。

図表7 乳児院及び児童養護施設の入所率

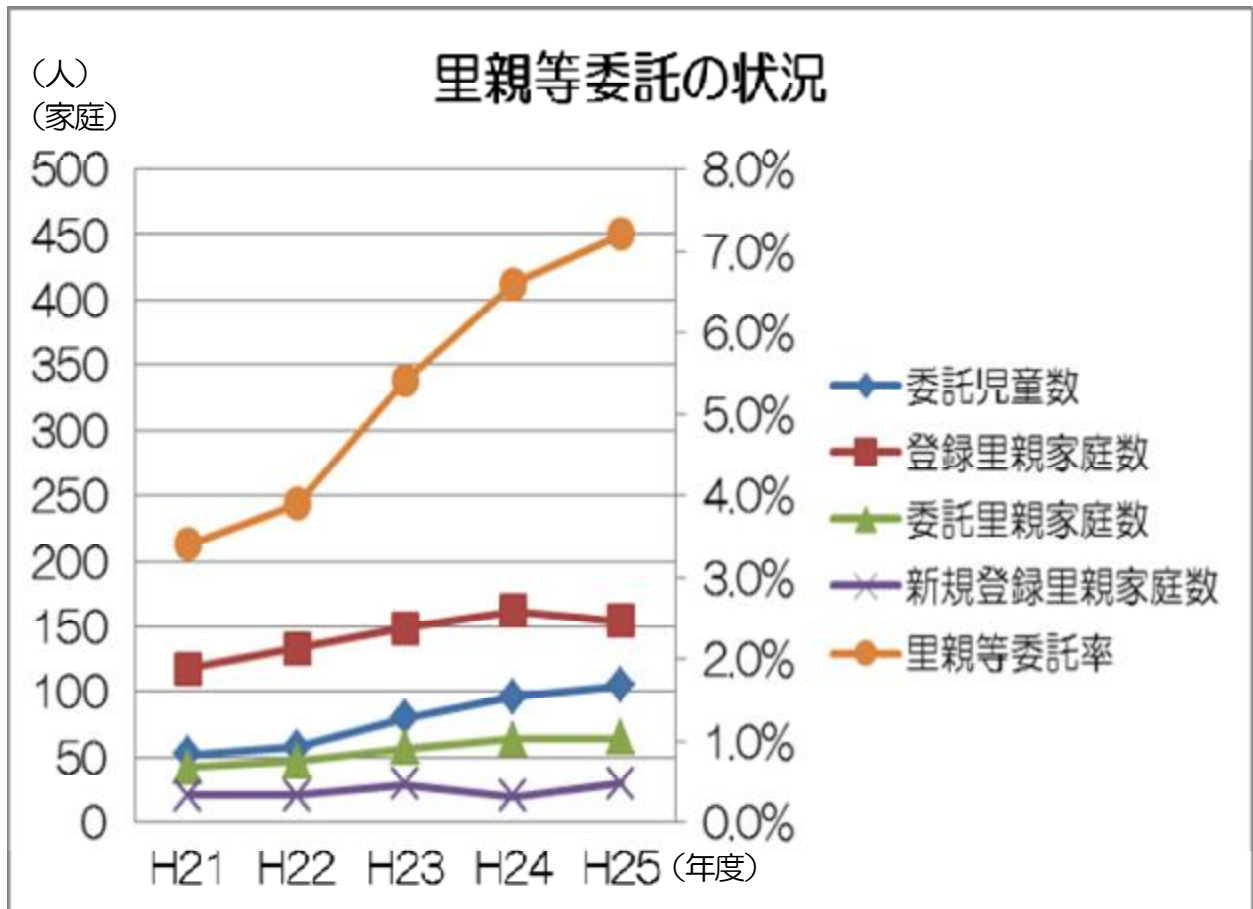


(5) 里親等委託の状況

里親等委託の状況については、平成 25 年度末現在の登録里親家庭数は、152 家庭である。委託児童数は、105 人となっており、里親等委託率は 7.2% である。委託児童数は、平成 21 年度末と比較すると、52 人から約 2 倍となっている。登録里親家庭数が、平成 25 年度減少しているのは、平成 20 年の法改正により、養育里親に 5 年ごとの更新制度が創設され、更新しなかった里親がいるためである。

ファミリーホームは、平成 21 年法改正により制度化され、平成 25 年度末現在の里親型ファミリーホームは 2 法人、法人型ファミリーホームは 3 法人である。

図表 8



2. 大阪府社会的養護体制整備計画（第一次計画）の検証（中間報告）

第一次計画（計画期間：平成 22 年度から平成 26 年度）の具体的な取組み状況について、その成果を点検・評価する。以下、各項目における目標は、第一次計画に掲げているもので、中間報告は、平成 25 年度末時点でその進捗をとりまとめたものである。

（1）社会的養護体制の質的充実

①家庭的養護の推進

第一次計画 (平成 22 年度から平成 26 年度)		中間報告
項目	目標 (平成 26 年度末)	平成 25 年度末実績
里親委託の 推進	里親委託率：3.9%→10%	地域に根差した広報活動やシンポジウム等を実施した。また、府政だより等の様々な媒体を活用した広報啓発を実施した。 里親等委託が望ましい対象児童について、子ども家庭センターにおいて、養護相談児童のニーズ分析を行い、里親等委託に向けた課題克服や援助手法の向上を図った。 里親支援機関との連携強化により、委託前後の支援の強化を図った。 委託児童数が 52 人から 105 人と約 2 倍になったが、里親等委託率は 7.2%にとどまった。 里親等への委託ニーズに比べて登録里親数が少ないことや、支援体制の役割分担が明確でないなどの課題があり、今後改善を図る。
	専門里親家庭：5 家庭→10 家庭	専門里親家庭は 10 家庭となった。
	ファミリーホーム：0 か所→3 か所	ファミリーホームは 5 か所開設した。
施設における家庭的な 養護体制の 推進	大規模施設については、施設の改築や大規模修繕等の機会を活用し、施設の規模を 50 人から 60 人となるような分園化または寮舎の分割を目指す。 (本園 61 名以上の施設 12 施設)	施設の老朽等による改築の際、分園化等を進めることができなかった。 (本園 61 名以上の施設：12 施設) 今後は施設における家庭的養護推進計画を踏まえ、小規模化を進める。
	すべての施設において、施設内の生活空間や機能の小規模化を行う小規模グループケア及びユニットケアの導入を図る。(15 か所→31 か所)	施設整備時等、施設に助言をすることにより、31 施設のうち 24 施設において、小規模グループケア 40 か所を指定した。
	地域小規模児童養護施設については、全児童養護施設において導入を図る。 (6 か所→24 か所)	地域小規模児童養護施設は、9 施設において 15 か所を指定した。 今後は施設における家庭的養護推進計画を踏まえつつ、本体施設とグループホームの割合を 1：1 を目指す。

②施設機能の見直し・強化

第一次計画 (平成 22 年度から平成 26 年度)		中間報告	
項目	目標 (平成 26 年度末)	平成 25 年度末実績	
施設機能の充実	ケアの充実	<p>家庭的な環境のもとでのケアを目指し、ケア単位の小規模化を進め、子どもの生活の質の向上を図る。</p> <p>多様化・複雑化する子どもの課題に対応するため、被虐待児、発達障がい児、知的障がい児、情緒・対人関係に課題のある子ども、虚弱児等、特性に応じた個別対応が必要な子どもに対し、ケア体制の強化を図る。</p>	<p>施設整備時等、施設に助言をすることにより、31 施設のうち 24 施設において、小規模グループケア 40 か所を指定した。(再掲)</p> <p>利用者等サービス向上支援事業の効果的運用により、子どもの特性に応じたきめ細かな対応によるケア体制の強化を図った。</p> <p>また、心理療法担当職員については、9割の施設に配置し、医療的ケアの必要な施設については看護師を配置した。</p>
	家庭復帰に向けた保護者及び子どもへの支援	<p>家族の再統合に向けた親支援プログラムの活用やアクションプランを通じた保護者支援・家庭復帰支援を、施設と子ども家庭センターの協働で進める。</p> <p>子どものリービングケアと、子どもを受け入れるための保護者への支援を行う。</p> <p>施設に配置されている家庭支援専門相談員の効果的な活動を支援する。</p>	<p>家族再統合支援ガイドラインを作成(平成 24 年 3 月)し、平成 24 年度、施設と子ども家庭センター、市町村の職員に対し、研修 4 回を実施し、その後も随時実施している。保護者支援プログラムを導入した家族再統合の支援を実施した。</p> <p>施設と子ども家庭センターが連携し、アクションプランを実施した。</p> <p>家族再統合支援ガイドラインを作成(平成 24 年 3 月)し、平成 24 年度、施設と子ども家庭センター、市町村の職員に対し、研修 4 回を実施し、その後も随時実施している。保護者支援プログラムを導入した家族再統合の支援を実施した。(再掲)</p> <p>また、「乳児院におけるファミリーソーシャルワーカー(家庭支援専門相談員)による保護者支援モデル～家庭復帰への計画的支援プログラム～」(平成 25 年 3 月大阪府子ども家庭センター家庭生活訓練事業プロジェクト)を発行し、活動を支援した。</p>
	施設種別ごとのあり方	<p>被虐待等乳児の一時保護機能を担っており、緊急対応や病児・障がい乳児のケアの充実が必要であることから、乳児院と医療機関との緊密な連携を促進する。</p>	<p>乳児院病虚弱等児童加算費や利用者等サービス向上支援事業を活用してケアの向上に努めた。</p>

第一次計画 (平成 22 年度から平成 26 年度)		中間報告	
項目	目標 (平成 26 年度末)	平成 25 年度末実績	
施設種別ごとのあり方	乳児院	乳児院の入所児童については、永続的な生活環境や人間関係の保障に向けて、重要な方針決定の年齢時期であることから、発達や親子関係についてのアセスメントを継続しながら、家庭復帰に向けた支援方策の拡充を目指す。	家族再統合支援として行っている親子支援プログラムを実施するとともに、育児方法の獲得支援や親子関係の再構築支援を行うなど、家庭復帰に向けた支援方法を拡充した。
		実家庭への復帰が困難な場合は、家庭的養護を確保するため、里親委託促進を図るよう努める。	平成 24 年度より施設に配置している里親支援専門相談員の活動を通じ、入所児童の里親等委託を積極的に進めるとともに、相談員による里親等と委託児童の支援を行った。里親等委託率は 7.2%であり、今後は子ども家庭センターと乳児院が連携を強化した取組みを進める。
	児童養護施設	施設に入所しているすべての子どもが生活するにあたって、「私」の実感やプライバシーを大切にできるよう、生活単位の小規模化を推進する。なお、改築等施設整備にあたっては、高年齢児童の居室について個室化を図る。	児童養護施設の新設や改築などを通して、小規模グループケアやユニットケアを進めるとともに、高年齢児童の居室の個室化を図った。
		社会情勢による入所ニーズの変化に対応するため、柔軟な生活環境や生活グループの設定ができるよう工夫する。	
		個別性が重視される支援や生活場面でのケアのあり方についての工夫とともに、施設内の子ども間の暴力や性被害・加害についての指導の充実を図る。	利用者等サービス向上支援事業を通じて、様々な特性に応じてきめ細やかな専門的支援を推進するとともに、施設と子ども家庭センターの連携体制を強化することで、指導の充実を図った。
		里親への相談支援やレスパイト支援を実施するとともに、週末里親との協働や研修など里親委託を推進する役割を担う。	平成 24 年度より施設に配置している里親支援専門相談員の活動を通じて、里親や週末里親への支援を実施するとともに、里親認定前研修（年 4 回）における施設実習を実施した。里親等委託率は 7.2%であり、今後は子ども家庭センターと児童養護施設が連携を強化した取組みを進める。
	情緒障がい児短期治療施設	義務教育終了後の年長児童や、就学前児童へのケアや支援のあり方、親子を対象とした通所事業等の導入について検討する。	入所ニーズを分析しつつ、計画的に入所につなげることでより安定した支援を実施できるよう努めた。また、地域の家庭に対し、心理的ケアを実施するなど通所機能について、検討している。引き続き支援の必要な児童数の把握や支援のあり方を整理し、入所ニーズに応じた対応を行う。

第一次計画 (平成 22 年度から平成 26 年度)		中間報告	
項目	目標 (平成 26 年度末)	平成 25 年度末実績	
施設種別ごとのあり方	児童自立支援施設	<p><修徳学院> 小舎夫婦制を基本とし、様々な背景やニーズを持つ子どもへの個別効果的な指導を行うことができるよう、1 寮の規模を10人程度とする。</p> <p><修徳学院> 指導が困難な子どもへの効果的なケアのできる観察・治療機能の導入を図る。</p> <p><修徳学院> 学校教育の導入を行う。</p> <p><子どもライフサポートセンター> 就職または復学・進学が果たせるよう一人ひとりの個性やニーズに合わせた自立支援を行う。</p>	<p>小舎夫婦制を基本とした家庭的な生活環境の中で、1 寮の規模を 10 人程度とし、入所児童に効果的な指導・支援を行った。</p> <p>観察機能・個別指導機能のある寮舎について、平成 26 年度に整備に着手し、平成 27 年度開設予定である。</p> <p>平成 25 年度より学校教育法に基づく小・中学校教育を導入した。</p> <p>中卒児の不登校・ひきこもりへの専門的支援を進め、他のニーズを抱えた子どもについても幅広く対応する（虐待を受けた経験のある子どもの入所や委託一時保護等）。施設が提供する学習支援プログラムの一部を民間事業者に委託するなどにより効果的な実施が図れるよう見直しを行った。</p>
	一時保護所	<p>複雑・多様化する要保護児童の行動観察機能、アセスメント機能を強化する。</p> <p>保護期間が長期化する傾向にあることから、保護期間中の教育や日中活動プログラムの充実を図る。</p> <p>一時保護の受入れ体制のあり方とともに、委託一時保護による施設負担の軽減についての検討を行う。</p>	<p>一時保護所においては、子どもの行動観察をきめ細かく行うとともに、児童精神科医の診断と合わせて、各子ども家庭センターにアセスメント結果を提供している。</p> <p>保護期間中の子どもの理解度に応じた学習支援や日中活動プログラムの充実を図った。</p> <p>平成 25 年度に第 2 一時保護所を開設するとともに、第 2 一時保護所が開設されるまでの間、増大する委託一時保護による施設負担を軽減するため、委託一時保護ケア機能強化事業を実施した。</p>
	母子生活支援施設	<p>DV 家庭の増加に伴い、母親と子どもの生活の安定が図れるよう、施設機能の向上や関係機関との連携を促進する。</p>	<p>施設の特性を活かした支援が可能となるよう、各施設の規模等を勘案し、母子支援員の拡充など支援体制の充実を図るとともに、施設の耐震化・老朽化等の改善など施設整備を行った。</p> <p>施設に入所する母子の状態やDV被害の状況に応じて、入所時や入所中の福祉事務所と子ども家庭センター・女性相談センター等の関係機関との連携強化を図った。</p>

③自立支援策の強化

第一次計画 (平成 22 年度から平成 26 年度)		中間報告
項目	目標 (平成 26 年度末)	平成 25 年度末実績
自立支援策 の強化	入所児童の高等教育機関への進学率の向上を図る。	「小学生の入所時学力キャッチアップ支援事業」を実施し、高校等進学希望者の進学率の向上 (91.7% →96.4%) を図った。
	就労を目指す子どもの職業観・勤労観を育成し幅広い職業選択が図れるよう支援する。	施設退所児童等に対する児童自立生活援助事業を実施し、ソーシャルスキルトレーニング、職場見学、職場体験等を通して、社会生活能力の向上や職業についての具体的なイメージをもち、施設退所後の就労等が円滑にかつ安定したものとなるよう支援した。
	施設退所後の就労や社会生活が円滑かつ安定したものとなるよう支援する。	また、施設退所後も、同事業において、相談支援を行っており、生活の安定に向けて支援した。
	自立援助ホームを効果的に活用し、必要に応じて男女とも複数設置を目指す。	自立援助ホームの利用方法について課題の整理を行い、利用しやすいものとした。 自立援助ホームの複数設置について検討を行い、現在のところ複数設置には至らなかった。

④人材確保と職員の専門性向上に向けた取組み

第一次計画 (平成 22 年度から平成 26 年度)		中間報告
項目	目標 (平成 26 年度末)	平成 25 年度末実績
人材確保と 職員の専門 性向上に向 けた取組み	子どもとの愛着関係や信頼関係を形成し、子どもの発達段階に応じかつ将来の自立まで視野に入れたケアを行う人材の養成を行う。	福祉を目指す学生のための福祉職員養成講座、保育・児童福祉コースを実施し、人材確保を図った。 (平成 26 年度より児童養護施設等実習生受入・就職促進事業を新たに実施する。)
	施設において自立支援計画等の作成・進行管理・職員の指導等を行う基幹的職員 (スーパーバイザー) を養成する。	基幹的職員養成研修を実施し、基幹的職員を 97 名 (平成 22 年度から平成 25 年度) を養成した。

(2) 家庭支援機能の強化

①市町村との協働

第一次計画 (平成 22 年度から平成 26 年度)		中間報告
項目	目標 (平成 26 年度末)	平成 25 年度末実績
市町村との協働	市町村の家庭支援機能の向上に向け、子ども家庭センターとともに必要な支援を行う。	大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修を実施するとともに、法制度の改正にあわせて大阪府市町村児童家庭相談援助指針の改訂を行った。 また、平成 23～25 年度において、大阪府児童虐待防止市町村支援チーム委員の市町村派遣 (34 市町) を実施した。 家族再統合支援ガイドラインを作成し、施設と子ども家庭センター、市町村の職員に対し、家族再統合支援ガイドライン研修を実施した。保護者支援プログラムを導入した家族再統合の支援を実施した。(再掲)

②施設との協働

第一次計画 (平成 22 年度から平成 26 年度)		中間報告
項目	目標 (平成 26 年度末)	平成 25 年度末実績
施設との協働	子ども家庭センターは、入所中から施設と協力しながらリーピングケア (家庭復帰及び社会的自立に必要な準備への援助) を行うとともに、施設退所後は地域の関係機関との連携・協働による家庭支援に努める	家族再統合支援ガイドラインを作成し、施設と子ども家庭センター、市町村の職員に対し、家族再統合支援ガイドライン研修を実施した。保護者支援プログラムを導入した家族再統合の支援を実施した。(再掲) 市町村要保護児童対策地域協議会の参画機関との連携・協働により、多面的な家庭支援を行い円滑な地域生活への移行を図った。

(3) 子どもの権利擁護機能の強化

第一次計画 (平成 22 年度から平成 26 年度)		中間報告
項目	目標 (平成 26 年度末)	平成 25 年度末実績
被措置児童等虐待の予防	被措置児童等虐待の予防のため、暴力やいじめを起こさない「安全・安心」の生活、子どもの意見表明の機会や自分の権利の認識機会を提供する「子どもの権利ノート」を配布・説明、相談システムの構築など児童福祉施設の日常的な人権擁護機能の向上を図る。	子どもの権利ノート「あなたへの大切なお知らせ」(届出はがき付)を全被措置児童等に配布して被措置児童等虐待等の予防、早期支援に努めた。 施設及び子ども家庭センター職員向けに子どもの権利ノートの研修を実施した。 社会的養護関係施設に対し、被措置児童等虐待の防止に関する研修を行った。 届出はがきについて、概ね月1～2通の届出があり、速やかに施設への状況確認を行い、助言指導を行った。
被措置児童等虐待の早期発見と通告について	被措置児童等虐待の早期発見・早期対応のシステムの効果的な運営や子どもの権利回復と再発防止に努める。	子どもの権利ノート「あなたへの大切なお知らせ」(届出はがき付)を全被措置児童等に配布して被措置児童等虐待等の予防、早期支援に努めた。(再掲) また、被措置児童等虐待が発覚した際、子どもへの聞き取りや施設指導等を通して、子どもの権利回復と再発防止に努めた。
大阪府社会福祉審議会被措置児童等援助専門部会 施設における苦情解決システム	大阪府社会福祉審議会や施設の第三者委員の参画により公正公平な権利擁護システムとする。	施設や里親等の被措置児童等虐待通告事案について、大阪府社会福祉審議会被措置児童等援助専門部会において、外部の専門家からの意見を聴き再発防止に努めた。 第三者委員の選任の有無、要件の確認、苦情案件の報告の有無、施設と第三者委員との連携など第三者委員の効果的な活用について、施設指導監査の機会などを通して助言を行った。

第3章 計画の基本理念及び目標量

1. 計画の基本理念

社会的養護は、虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられない子どもを公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。

かつて、社会的養護は、親のない、親に育てられない子どもを支援する施策であったが、近年、子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、虐待を受けて心身に傷のある子ども、何らかの障がいのある子ども等を支援する施策へと変化しており、一人ひとりの子どもをきめ細やかに支援する社会的資源として、その役割・機能の変化が求められている。

このため、本計画の策定にあたっては、以下の理念を基本とする。

- 「児童の権利に関する条約」をふまえ、子どもの生存及び発達を可能な限り最大限確保し、「子どもの最善の利益」の実現を目指す。
- 子どもの養育とは、『子どもが安全で安心して暮らせる環境の中で、親を中心とする大人との愛着関係の形成を基本とし、年齢に応じて子どもの自己決定を尊重しつつ、個々の子どもの状態に配慮しながら、生活支援・自立支援を行っていくものである。』と定義する（厚生労働省「今後の目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間取りまとめ」より）。
- 虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられない子どもに対する心身のケアと自立支援は、次代を担う若者を育むためにも必要不可欠である。

大阪府は、子どもの権利擁護と次世代育成の観点から、子どもの養育の特質をふまえ、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができる社会的養護体制を整えるため、市町村、児童福祉施設、里親、地域の関係機関及び府民と協働して社会全体で、家庭での養育及び一人ひとりの子どものニーズに応じた支援ができるよう、本計画を策定する。

2. 計画の基本的方向

(1) 家庭的養護の推進

子どもの養育の特質にかんがみれば、社会的養護は、できる限り、家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要がある。このため、社会的養護は原則として、家庭養護（里親・ファミリーホーム）を優先するとともに、施設養護（児童養護施設、乳児院等）も、できる限り家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えていく必要がある。

(2) 専門的ケアの充実

社会的養護を必要とする子どもは、愛着形成の課題や心身に傷を抱えていることが多い。適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、子どもが心身の傷を癒して回復していけるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要である。さらに、早期の家庭復帰のためには、家族再統合支援など、家庭環境の調整が必要である。

(3) 自立支援の充実

社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するにあたり保護者等から支援を受けられない場合も多く、その結果、様々な困難に直面することがある。このような子どもが、円滑に社会へ巣立つことができるよう、子どもを養護している全期間を通じて、子どもが社会性を獲得し、自立する力を身につけることを念頭に置いて適切な支援を提供するとともに、自立した後も引き続き子どもを受けとめ、支えとなるような支援の充実を図ることが必要である。

(4) 家庭支援・地域支援の充実

社会的養護に係る相談への対応は、大阪府子ども家庭センターが中心となって行っているが、近年、児童家庭相談に関する市町村の役割がますます重要となってきている。市町村の児童家庭相談や子育て支援事業等と社会的養護は一連につながるものであり、密接に連携して推進する必要がある。このため、社会的養護に関する啓発や、市町村におけるより専門的な相談スキルの向上が求められる。

計画の基本理念及び基本的方向性

基本理念

○「児童の権利に関する条約」をふまえ、子どもの生存及び発達を可能な限り最大限確保し、「子どもの最善の利益」の実現を目指す。
○子どもの養育とは、『子どもが安全で安心して暮らせる環境の中で、親を中心とする大人との愛着関係の形成を基本とし、年齢に応じて子どもとの自己決定を尊重しつつ、個々の子どもの状態に配慮しながら、生活支援・自立支援を行っていくものである。』と定義する（厚生労働省「今後の社会的養護体制に関する構想検討会中間取りまとめ」より）。

○虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けられない子どもに対する心身のケアと自立支援は、次代を担う若者を育てるためにも必要不可欠である。

基本的方向性

1 家庭的養護の推進

社会的養護は、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で行われる必要があります。このため、原則として、家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限りの家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があります。

【重点項目】
◇里親委託等家庭養護の推進 ◇児童養護施設等における小規模化等家庭的養護の推進

【具体的取組み(例)】 (第5章)
▶子ども家庭センター等の里親支援体制を再構築し、里親開拓から委託後の支援まで一貫した支援を実施するなど、里親等委託を推進します。

3 自立支援の充実

社会的養護の下で育った子どもが、社会性を獲得し、自立する力を身につけることを念頭に置いて適切な支援を提供するとともに、自立した後もしばしば引き継ぎ子どもを受けとめ、支えとなるような支援の充実を図ることが必要です。

【重点項目】
◇学習支援の充実 ◇自立生活能力を高める支援の充実 ◇アフターケアの充実

【具体的取組み(例)】 (第6章)
▶養育環境等により十分な学習機会が確保されない施設等入所児童に対し、退所後の自立支援につながるための学習支援の充実等を図ります。

2 専門的ケアの充実

社会的養護を必要とする子どもは、愛着形成の課題や心身に傷を抱えていることが多く、適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成していくことや子どもが心身の傷を癒して回復していくことができるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育が必要です。

【重点項目】
◇専門性の向上 ◇心理的ケアの充実 ◇医療的ケアの充実 ◇家族再統合支援の強化

【具体的取組み(例)】 (第6章)
▶府中央子ども家庭センター「こころケア」の機能の充実による被虐待児童等の回復を支援します。

4 家庭支援・地域支援の充実

市町村の児童家庭相談や子育て支援事業等と社会的養護は一連につながるものでもあり、密接に連携して推進する必要があります。このため、社会的養護に関する啓発や、市町村におけるより専門的な相談スキルの向上が求められています。

【重点項目】
◇児童家庭相談の充実 ◇虐待予防に向けた取組みの充実

【具体的取組み(例)】 (第5.6章)
▶訪問員に保護者支援プログラム習得などのスキルアップ等を行い、訪問型支援を充実し市町村を支援します。
▶施設と協働してペアレンティングプログラム等を行い、保護者を支援します。

※障がい児入所施設について、今後、国において、入所施設の機能等について検討することとされていることから、第6章には含めません。

3. 要保護児童の将来推計

第二次計画の要保護児童の将来推計では、法第27条に基づき、大阪府子ども家庭センターが里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障がい児短期治療施設に措置した児童数から、今後15年間の要保護児童（大阪市、堺市除く）を推計したうえで策定する。要保護児童数の将来推計方法は、以下の手順で行う。

- ① 過去15年間の児童人口と要保護児童数を回帰分析し、回帰係数を算出。
- ② 児童人口の将来推計と①より、要保護児童数を算出

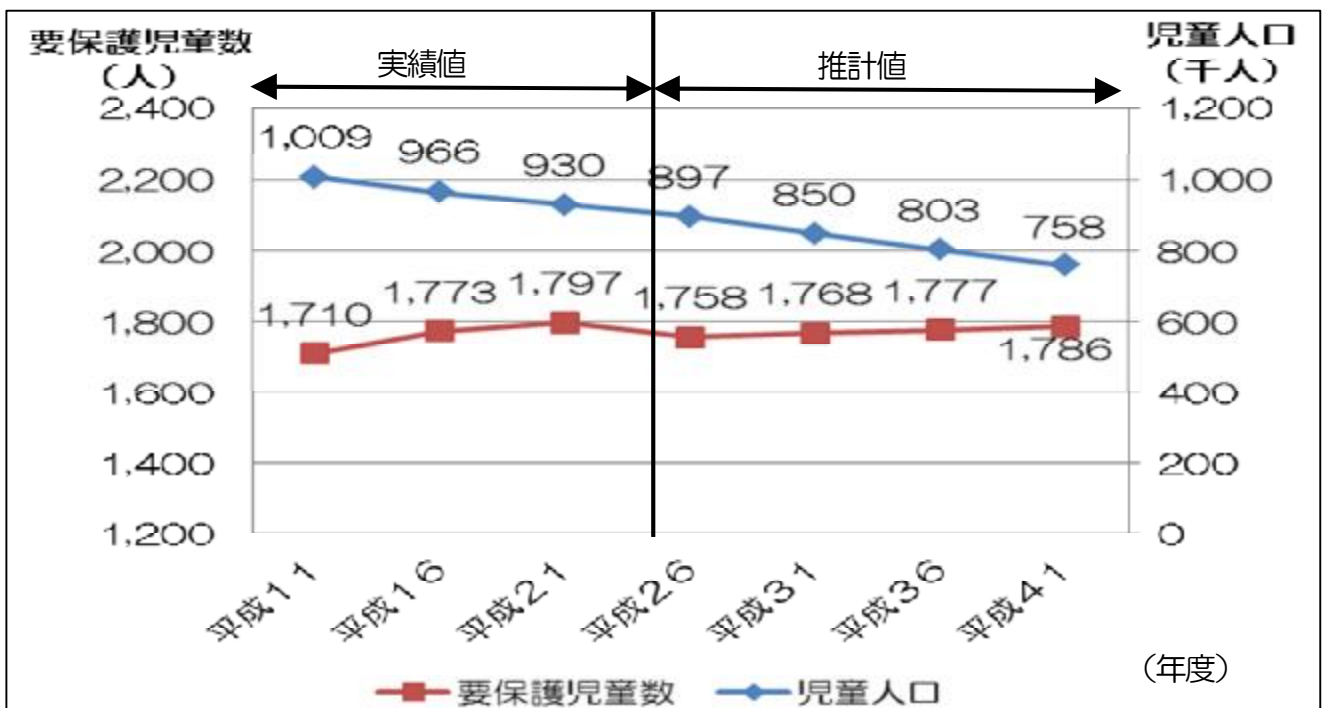
平成41年度までの要保護児童数を算出するため、過去15年間の実績値を使用し、推計したところ、過去15年間、児童人口は減少し続けているにもかかわらず、要保護児童数はほぼ一定している。今後の要保護児童数についても、ほぼ横ばいで推移するものとする。

上記の方法で、推計した結果は、図表9及び図表10のとおりである。

図表9 要保護児童数の将来推計（大阪市、堺市を除く）

	平成25年度 (実績値)	平成26年度 (推計値)	平成31年度 (推計値)	平成36年度 (推計値)	平成41年度 (推計値)
児童人口(人)	901,649	896,624	850,478	803,900	758,170
要保護児童数(人)	1,698	1,758	1,768	1,777	1,786

図表10 要保護児童数の将来推計グラフ（大阪市、堺市を除く）



第4章 大阪府における家庭的養護の推進に向けた将来ビジョン

国の将来像において、社会的養護は、原則、家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされており、今後10数年の間に、「児童養護施設等が9割、里親・ファミリーホームが1割」である現状を「本体施設、グループホーム、里親等を概ね3分の1ずつ」という姿に変えていくとされている。

大阪府において家庭的養護を推進するにあたり、要保護児童の入所にかかる支援ニーズの現状を把握するとともに、各施設の「家庭的養護推進計画」において示された本体施設及びグループホームの定員数を踏まえて、大阪府における家庭的養護の推進に向けた将来ビジョン（以下、「大阪府家庭的養護推進将来ビジョン」という。）を策定する。

1. 新規入所措置児童等におけるニーズ調査

大阪府における要保護児童の入所にかかる支援ニーズを把握するため、平成25年4月1日から平成26年2月28日までの間、子ども家庭センターが新規に施設入所・里親等委託措置した全児童507名について、子ども家庭センターの児童福祉司に対し、子どもの特性を踏まえた入所ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）を行った。

ニーズ調査は、子ども家庭センター児童福祉司が、担当する措置児童について、①保護者同意や保護者対応の困難さを考慮せず、②里親等が十分にいると想定し、③子どもの特性のみを考慮した場合、子どもにとって望ましい施設種別や里親の種類について回答を求めたものである。

（1）入所・委託措置先の現状について

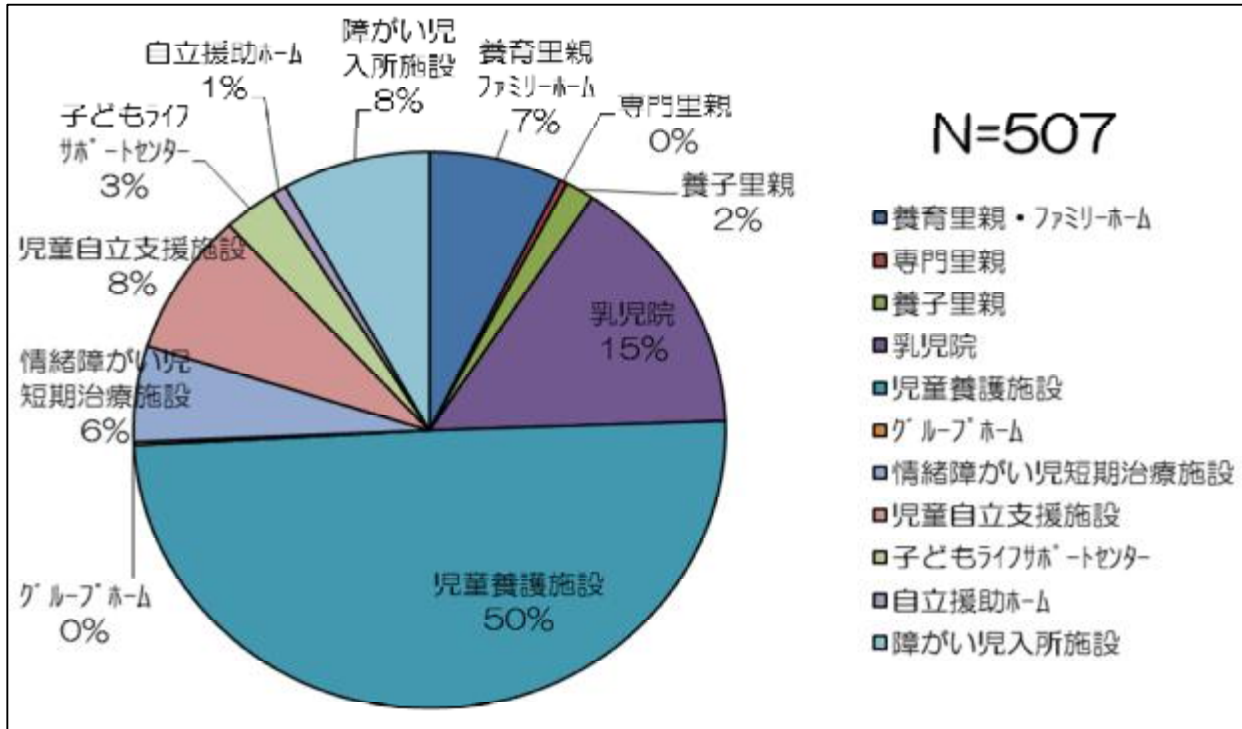
平成25年4月1日から平成26年2月28日までの間、大阪府子ども家庭センターが新規に施設入所・里親等委託措置した全児童507名の入所・委託先の現状は、図表11のとおりである。

児童養護施設が50%、乳児院が15%を占めており、里親等委託は9%となっている。

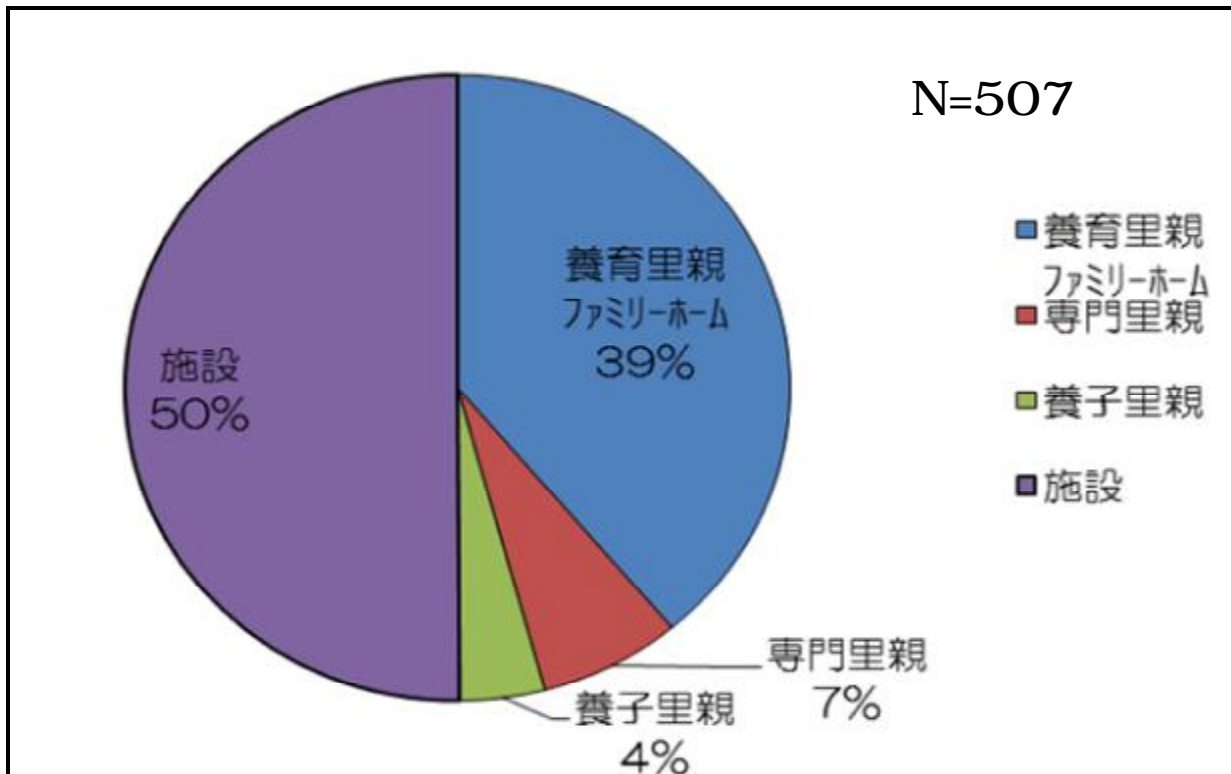
（2）子どもの特性のみを考慮した場合に望ましい入所・委託先について

保護者同意や保護者対応の困難さを考慮せず、里親等が十分にいると想定し、子どもの特性のみを考慮した場合、当該子どもにとって望ましい施設や里親等を聞いたところ、約半数の子どもについて「里親等委託が望ましい」という結果（図表12）となった。

図表 11 入所・委託措置先（施設種別）の現状



図表 12 子どもの特性のみを考慮した場合に望ましい入所・委託先

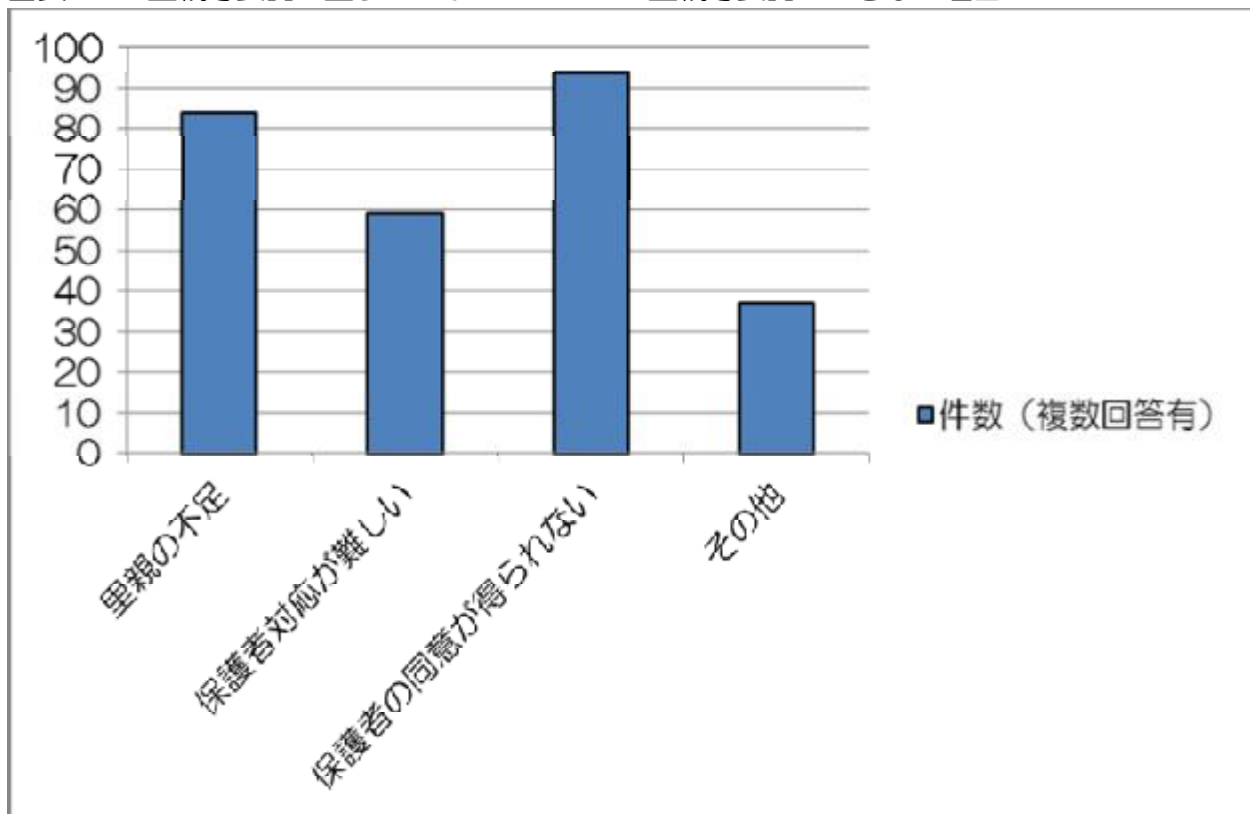


※①保護者同意や保護者対応の困難さを考慮せず、②里親等が十分にいると想定し、③子どもの特性のみを考慮した場合に望ましい入所・委託先

(3) 「里親等委託が望ましい」子どもについて里親等へ委託できない理由

「里親等委託が望ましい」子どもであるにもかかわらず、なぜ里親等へ委託できないのかについて聞いたところ、「保護者の同意が得られない」が最も多く、次に「里親等の不足」が挙げられた。

図表 13 里親等委託が望ましい子どもについて里親等委託ができない理由



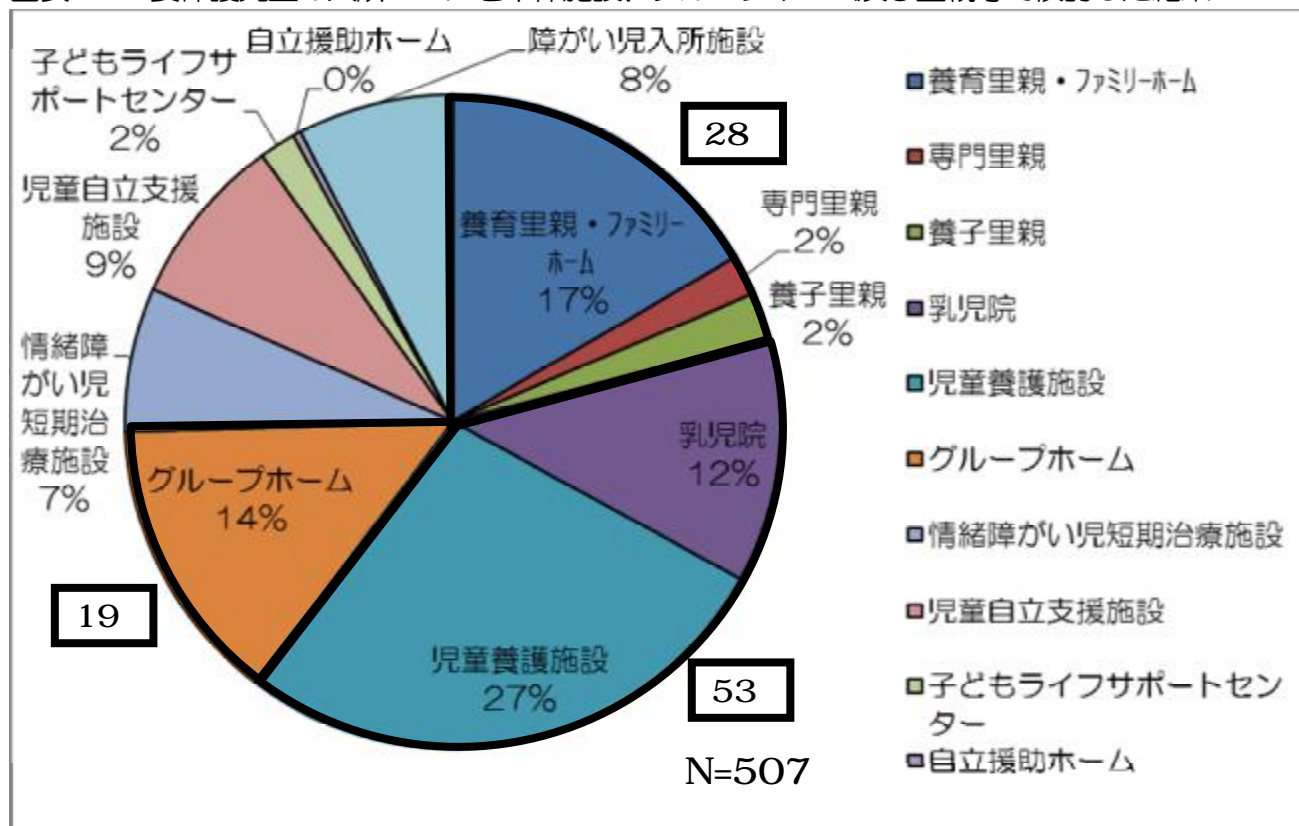
(4) 「里親等委託を望ましい子どもが里親等へ委託できない理由」を分析・精査し、要保護児童の入所ニーズを検討した結果

「里親等委託を望ましい子どもが里親等へ委託できない理由」について、以下のとおり分析及び精査を行った。

- 「保護者の対応が難しい」「保護者の同意が得られない」「その他（きょうだいと同一施設に入所させた、養子里親不同意等）」のため、実際には乳児院に入所した子どもについて、『乳児院』のニーズとしてカウントした。
- 「保護者の対応が難しい」「その他（きょうだいと同一施設に入所させた、子どもが同意しない等）」のため、実際には児童養護施設に入所した子どもについて、『児童養護施設』のニーズとしてカウントした。
- 「保護者の同意が得られない」ため、実際には児童養護施設に入所した子どもについて、『グループホーム』のニーズとしてカウントした。

上記のとおり、「里親等委託が望ましい」子どもについて、「里親等委託ができない理由」を分析・精査した結果、図表 14 のとおりとなる。

図表 14 要保護児童の入所ニーズを本体施設、グループホーム及び里親等で検討した結果



乳児院・児童養護施設の本体施設	グループホーム	里親等	児童自立支援施設・情緒障がい児短期治療施設等	合計 (%)
39%	14%	21%	26%	100%
53%	19%	28%	—	100%

国の将来像に沿って、「乳児院・児童養護施設の本体施設：グループホーム：里親等」全体を100%とした場合、それぞれの割合は、「53：19：28」となった。

2. 大阪府所管乳児院・児童養護施設の家庭的養護推進計画

平成 24 年 11 月 30 日には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」が発出され、児童養護施設及び乳児院は、「家庭的養護推進計画を策定し、都道府県に届け出ることとし、同計画では推進期間のうちで、それぞれの実情に応じて、小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること」としている。また、都道府県は、「家庭的養護推進計画と調整し、推進期間を通じて、達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期に区分した各期の目標を設定し、推進期間を通して取り組むべき小規模化・地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定めること」とされた。

これを受け、大阪府では、児童養護施設及び乳児院に対し、平成 25 年9月2日付け「家庭的養護推進計画の策定について（依頼）」を発出し、平成 41 年度までに本体施設とグループホームの割合について「1：1」を目指す取組みを依頼した。

また、ニーズ調査結果を踏まえ、数回にわたる各施設とのヒアリング等における調整を経て、児童養護施設及び乳児院から「家庭的養護推進計画」が提出された。

各施設の「家庭的養護推進計画」をとりまとめたものが図表 15 である。

図表15 施設の家庭的養護推進計画の合計

(平成27年2月時点)

【児童養護施設】①

24施設	現状 (H25年度末)			前期 (平成27年度～平成31年度)			中期 (平成32年度～平成36年度)			後期 (平成37年度～平成41年度)			グループホームの割合 (%)
	認可 定員	本体施設 (定員)	グループ ホーム (定員)	認可 定員	本体施設 (定員)	グループ ホーム (定員)	認可 定員	本体施設 (定員)	グループ ホーム (定員)	認可 定員	本体施設 (定員)	グループ ホーム (定員)	
合計	1,604	1,514	90	1,534	1,279	255	1,434	1,067	367	1,324	791	533	40%

【乳児院】②

(単位：人)

4施設	現状 (H25年度末)			前期 (平成27年度～平成31年度)			中期 (平成32年度～平成36年度)			後期 (平成37年度～平成41年度)		
	認可 定員	本体施設 (定員)	認可 定員	認可 定員	本体施設 (定員)	認可 定員	認可 定員	本体施設 (定員)	認可 定員	本体施設 (定員)	認可 定員	本体施設 (定員)
合計	176	176	154	154	154	154	144	144	144	144	144	144

【合計】①+②

28施設	現状 (H25年度末)			前期 (平成27年度～平成31年度)			中期 (平成32年度～平成36年度)			後期 (平成37年度～平成41年度)			グループホームの割合 (%)
	認可 定員	本体施設 (定員)	グループ ホーム (定員)	認可 定員	本体施設 (定員)	グループ ホーム (定員)	認可 定員	本体施設 (定員)	グループ ホーム (定員)	認可 定員	本体施設 (定員)	グループ ホーム (定員)	
合計	1,780	1,690	90	1,688	1,433	255	1,588	1,221	367	1,468	935	533	36%
各期の増減				△ 92	△ 257	165	△ 100	△ 212	112	△ 120	△ 286	166	

3. 大阪府における家庭的養護推進に向けた将来ビジョン

「大阪府家庭的養護推進将来ビジョン」は、第4章1における要保護児童の入所にかかる支援ニーズの現状と、第4章2における各施設の「家庭的養護推進計画」を踏まえて策定する。（図表 16 参照）

第4章1において、ニーズ調査を分析・精査した結果、「本体施設：グループホーム：里親等」の割合は「53：19：28」となった。

「里親等」については、このニーズ調査を受け、平成 41 年度末に里親等委託率 28%（里親等委託児童数 415 人）を目標とし、里親等の体制を整えることとする。

養子里親、親族里親については現状のまま推移し、養育里親、ファミリーホームについては、社会的養護の重要な担い手として増やすこととした。（以下、図表 16 の【里親等】③を参照）

ファミリーホームについては、各乳児院および児童養護施設が、少なくとも1ファミリーホームを開設または開設支援することを目標とし、15 年後の平成 41 年度末時点のファミリーホーム数を 28 か所とする。この目標を達成するため、前期・中期・後期の 3 期ごとに等間隔で増やしていくこととする。

養育里親については、里親等委託率 28%（平成 41 年度末目標）の場合には里親等委託児童数 415 人となることから、「目標達成に必要な里親等委託児童数」は、ファミリーホーム、養子里親、親族里親に「委託されると見込まれる人数（以下「委託割合」という。）」を除いた人数となる。なお、ファミリーホーム、養子里親の委託割合は、平成 25 年度末のそれぞれの委託割合から算出することとし、ファミリーホームの委託割合は 80%、養子里親の委託割合は 19% である。

これから算出される「目標達成に必要な里親等委託児童数」について、平成 25 年度末の養育里親の委託割合を考慮し、346 人の養育里親の確保を目標とした。この目標を達成するため、前期・中期・後期の 3 期ごとに等間隔で増やしていくこととする。

第4章2において、各施設の「家庭的養護推進計画」をとりまとめたものについて、大規模施設の小規模化にあたって、施設のない地域へ分割（移転）することは、「大阪府家庭的養護推進将来ビジョン」に反映するが、単に同一敷地内で2か所の児童養護施設に分割することは、反映しないこととする。（図表 16 の【児童養護施設】①を参照）

上記の里親家庭数・ファミリーホーム定員と施設の家庭的養護推進計画の状況を踏まえたものが図表 16 である。

大阪府としては、今後の社会的養護体制の整備について、図表 16 を踏まえて進めていくこととする。

しかしながら、子どもの特性のみを考慮した場合に望ましい入所・委託先（図表 12）では、里親等が約半数となっている。また、今後とも引き続き、府民・市町村や関係機関等に対して、

里親などに関する広報啓発を行うことや、施設職員等に対する研修等を実施していくことから、これらの取り組みを通じて家庭的養護についての理解を、より深めていくことができる。

このため、今後5年ごと（前期・中期の最終年度）に、要保護児童の支援ニーズの調査を実施し、調査結果を分析・精査するとともに、本計画の進捗状況を踏まえ、各施設の「家庭的養護推進計画」と調整を図りながら、15年後の平成41年度末には、本体施設、グループホーム、里親等の割合を概ね3分の1ずつにしていくことを目指したい。

なお、大阪市、堺市が策定したものをそれぞれ第8章、第9章に掲載し、あわせて「都道府県推進計画」とする。

図表16 大阪府における家庭的養護推進に向けた将来ビジョン

(平成27年2月時点)

【児童養護施設】①

(単位：人)

24施設	現状 (H25年度末)		前期 (平成27年度～平成31年度)		中期 (平成32年度～平成36年度)		後期 (平成37年度～平成41年度)			
	認可 定員	グループ ホーム (定員)	認可 定員	グループ ホーム (定員)	認可 定員	グループ ホーム (定員)	認可 定員	グループ ホーム (定員)		
合計	1,604	1,514	1,538	1,255	283	1,450	1,055	395	779	561

【乳児院】②

(単位：人)

4施設	現状 (H25年度末)		前期 (平成27年度～平成31年度)		中期 (平成32年度～平成36年度)		後期 (平成37年度～平成41年度)	
	認可 定員	本体施設 (定員)	認可 定員	本体施設 (定員)	認可 定員	本体施設 (定員)	認可 定員	本体施設 (定員)
合計	176	176	154	154	154	144	144	144

【里親等】③

(単位：家庭)

里親等	現状 (H25年度末)		前期 (平成27年度～平成31年度)		中期 (平成32年度～平成36年度)		後期 (平成37年度～平成41年度)									
	養育里親	ファミリーホーム (定員)	養育里親	ファミリーホーム (定員)	養育里親	ファミリーホーム (定員)	養育里親	ファミリーホーム (定員)								
合計	83	30	61	61	78	78	206	206	61	61	168	168	346	346	61	61

【①+②+③】

(単位：人/家庭)

各期の増減	現状 (H25年度末)		前期 (平成27年度～平成31年度)		中期 (平成32年度～平成36年度)		後期 (平成37年度～平成41年度)												
	認可 定員	グループ ホーム (定員)	認可 定員	グループ ホーム (定員)	認可 定員	グループ ホーム (定員)	認可 定員	グループ ホーム (定員)											
合計	1,780	1,690	90	180	1,409	1,409	1,692	1,409	283	283	351	351	1,604	1,209	395	466	1,484	561	
各期の増減					△ 88	△ 281	193	171	△ 88	△ 200	112	115	△ 120	△ 286	166	115	△ 120	△ 286	166

第5章 社会的養護を担う施設等種別ごとの取組み

1. 里親・ファミリーホーム（里親等）

里親等においては、家庭生活を通じて、特定の大人との愛着関係の下で養育を行うことを通じ、子どもの健全な育成を図ることができる。また、子どもが適切な家庭生活の体験を通じ、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待される。

一方、里親等は家庭の中に子どもを迎え入れて生活することになり、養育に悩みを抱えたときに孤立化するおそれがあることから、いつでも相談することができる体制や支援などを行うことが必要である。

大阪府では、里親等への委託ニーズに比べて登録里親数が少なく、里親等委託を検討した場合でも最適な登録里親が見つからない場合があること、また、社会的養護を必要とする子どもは、虐待を受けた経験や障がいのある子どもも多いなどの理由によって、様々な形で育てづらさが出ることが多いといった課題がある。

今後、里親委託優先の原則に基づく里親等委託を推進するには、養育里親の確保や、専門的ケアの必要な子どもを養育できる専門里親の確保及び里親等への支援体制の確立が必要不可欠である。

【目標】

- 里親等委託を推進するため、より一層の里親等支援の充実を図る。
- 里親等委託率について、平成31年度末は16%（里親等委託児童数236人、養育里親数206家庭）を目標とする。
- 虐待を受けた経験のある子どもや障がいのある子どもなどを養育する専門里親について、平成31年度末には16家庭を目標とする。
- 経験豊富な養育里親による里親型ファミリーホームや施設運営法人によるファミリーホーム開設等を促し、平成31年度末には13か所を目標とする。（平成25年度末ファミリーホームは5か所）

【具体的取組】

- 里親制度の広報啓発、里親等の開拓、里親等支援の充実等に関する行動計画を策定する。
- 子ども家庭センター、里親開拓から委託後まで一貫して支援する里親支援機関、里親の互助組織である里親会、社会的養護関係施設等がそれぞれの役割を明確にしたうえで、より連携した重層的な里親支援体制を確立する。
- 里親制度を広く知ってもらうことを目的に、広報啓発活動を行う。
- 養育里親の開拓を目的に、関心の高い層などを分析し、きめ細やかな開拓活動を実施する。
- 経験豊富な養育里親経験者に、専門的ケアの必要な子どもを委託することが可能な専門里親を担ってもらえるよう研修等を実施する。

○ファミリーホームの情報交換や相互支援、連携強化等を目的にファミリーホーム連絡会(仮称)の設立を支援する。

2. 乳児院

乳児院においては、乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する養育機能が第一義的に必要であることに加え、被虐待乳幼児、低出生体重児、障がい児等の医療・療育の必要な子どもや、保護者との関係に課題を有している家庭からの入所が多く、専門的な養育機能が求められる。また、人生の基礎となる乳幼児期は、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要であり、乳児院のケアにおいては、愛着関係の形成に向けて、養育単位の小規模化（小規模グループケア化）が求められる。さらに、できるだけ早期に、安定した家庭（実家庭、その復帰が困難な場合は、里親家庭または養子縁組家庭）で生活できるように支援することも重要である。しかし、児童養護施設に措置変更となるケースも多く、今後、家族再統合支援の充実や里親等委託の推進が必要である。

また、子ども家庭センターの一時保護所が、おおむね2歳以上を入所対象としていることから、乳児院は2歳未満の全ての乳幼児の一時保護に対応し、緊急対応やアセスメント機能なども担っている。

【目標】

- 乳児院における家庭的養護を推進するため、平成31年度末に施設内小規模グループケア11か所を目標とする。
- 被虐待乳幼児、低出生体重児、障がい児等の医療・療育の必要な子どもの入所が多く、心理療法担当職員の役割強化など専門的な養育ができるよう支援する。
- 乳幼児期は、永続的な生活環境や人間関係の保障に向けて、重要な方針決定の年齢時期であることから、発達や親子関係についてのアセスメントを継続しながら、家庭復帰に向けた支援方策の拡充を目指す。
- 実家庭への早期の復帰が困難な場合は、里親等委託を積極的に進める。
- 乳幼児の一時保護機能を担っており、乳児院、医療機関、子ども家庭センター等関係機関の緊密な連携を図る。

【具体的取組】

- 乳児院における養育単位を小規模化するため、計画的に施設整備を進める。
- 被虐待乳幼児、低出生体重児、障がい児等の医療・療育の必要な子ども、保護者などへの支援を充実させるため、心理的ケアについての事例集の作成及び活用を促進するなど、専門的養育機能を強化する。
- 家族再統合支援として、虐待等を理由として乳児院に入所している子どもと保護者に対して行っている親子支援プログラムを、引き続き実施するとともに、虐待予防や養育困難な

保護者への支援のため、一時保護や入所期間中にプレイルーム等を活用した育児方法の獲得支援を行う。

○子ども家庭センターと乳児院が連携を強化し、入所中の子どもの里親等委託を推進するとともに、乳児院が里親の新規開拓やファミリーホームの開設または開設支援、里親・ファミリーホームからの養育相談支援、レスパイト支援、里親の相互交流等の取組みが行えるよう支援する。

○乳幼児の一時保護機能を担っている乳児院に対し、引き続き子ども家庭センターが保護者や関係機関との連絡調整等を行い連携強化に努める。

3. 児童養護施設

児童養護施設においては、安定した生活環境の下で、生活指導、学習指導、家庭環境等の調整等を専門的に行うとともに、虐待を受けた経験等により心身に傷を抱えた子どもも多く、心理的ケア等の専門的ケアを実施し、子どもの心身の健やかな成長とその自立を支援し、退所した後も、安定して自立できるよう相談等支援を行っている。

社会的養護はできる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることが望ましく、今後、施設の形態を小規模グループケアやグループホームに変えるなど、家庭的養護の推進が必要である。しかし、個々の小規模グループケアや地域でのグループホームが孤立化するおそれがあり、職員間が連携をとりながら子どもを養育するためには、人員配置の充実とともに本体施設との連携が前提となる。

また、虐待を受けた経験のある子どもや障がいのある子どもなど、多様で複雑化する子どもの課題に対応するため、本体施設において専門的ケアの充実が必要である。さらに、地域支援として、里親等委託が進む中で、社会的養護における相当の技術・知識を有する児童養護施設が、地域の子育て家庭への支援を行うとともに、里親等に対する支援を行うことが期待される。

【目標】

○家庭的養護を推進するため、本体施設を小規模化し、平成31年度末に施設内小規模グループケア56か所、グループホーム38か所を目標とする。

○心理療法担当職員を全施設配置、また医療的ケアの必要な子どもがいる施設に看護師を配置し、虐待を受けた経験等のある子ども、障がいのある子どもなどに高度な専門的ケアの充実を図る。

○里親支援専門相談員の効果的な活動のため、役割を明確化する。

【具体的取組】

○児童養護施設において、できる限り小規模で家庭的な養育環境（小規模グループケア、グループホーム）の形態に変えるため、施設における「家庭的養護推進計画」を踏まえ、調整のうえ、計画的に施設整備を進める。

- 大規模施設の小規模化にあたっては、児童養護施設のない中央子ども家庭センター、池田子ども家庭センター管内への分割（移転）を推進する。
- 虐待を受けた経験のある子どもや障がいのある子どもなど多数入所していることから、心理的ケアについて事例集の作成を行うなど専門的ケアを充実する。また、心理療法担当職員を全施設配置、また医療的ケアが必要な子どものいる施設に看護師を配置する。
- 家族再統合するため、アドミッションケアからアフターケアまで家庭支援専門相談員が一貫して活動できるよう支援する。
- 子ども家庭センターと児童養護施設が連携を強化し、入所中の子どもの里親等委託を推進するとともに、児童養護施設が里親の新規開拓やファミリーホームの開設または開設支援、里親やファミリーホームからの養育相談支援、レスパイト支援、里親の相互交流等の取組みが行えるよう支援する。
- 入所児童の学習習慣の定着のため、学習支援員を配置する。

4. 情緒障がい児短期治療施設

情緒障がい児短期治療施設においては、心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり生きづらさを感じている子どもに、治療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行っている。虐待を受けた経験や発達障がい等により対人関係に課題のある子どもの入所ニーズが高くなっている。

また、家族再統合の困難な入所児童の増加により、長期入所児童や義務教育終了後の年長児童のケア・自立支援のあり方が課題となっている。

【目標】

- 情緒障がい児短期治療施設における支援の必要な児童数を把握するとともに、長期入所児童や義務教育終了後の年長児童へのケア・自立支援のあり方を整理するなど、入所ニーズに応じた対応を行う。
- 総合的な心理治療や支援を行う施設として、地域支援の充実を図る。

【具体的取組】

- 情緒障がい児短期治療施設における支援の必要な児童数の推移を見守りながら、児童養護施設から施設種別を転換するよう促すなどにより、定員確保に努める。
- 長期入所児童や義務教育終了後の年長児童へのケアや自立支援のあり方を整理するとともに、児童自立支援施設や児童養護施設等との連携について検討する。
- 地域で心理的ケアを必要としている子どものニーズを把握し、通所機能の役割の果たし方について検討する。
- 入所児童の学習習慣の定着のため、学習支援員を配置する。

5. 児童自立支援施設

①府立修徳学院

府立修徳学院では、非行等様々な課題を抱える子どもの生活指導・教育施設として、また児童養護施設や情緒障がい児短期治療施設において、行動上の課題があり、指導が困難になった子どもに社会的自立に向けた支援を行っており、小舎夫婦制を基本とした小集団ケア（寮舎運営）を行っている。

入所する子どもの状況は、被虐待児童の割合が約5割であり、知的障がい、発達障がい等のある子どもや医療的ケアの必要な子どももあり、その指導には困難を伴うことも多い。

【目標】

- 小舎夫婦制を基本とし、家庭的な養育環境の中で、非行行動に加え様々な背景やニーズのある子どもへの個別効果的な指導を行う。
- 子ども家庭センターと協働して家族再統合支援を行う。
- 丁寧なアフターケア活動を行う。
- 引き続き府民ニーズに応じた役割を果たす施設として今後のあり方を検討する。

【具体的取組】

- 小舎において多様な配慮や個別支援の必要な子どもが集団生活しており、1寮規模を10人程度とし、11か寮110人と観察・個別指導寮をあわせて120人程度の子どもについて、効果的な指導・支援を行う。子どもの施設入所にあたっては、観察・個別指導機能により、規律正しい集団生活の経験に乏しい子どもが円滑に学院生活になじむことができるよう、新入児童の特性に応じた個別の生活指導を行うとともにアセスメントを行う。また、衝動性や感情のコントロールが難しく、集団指導が困難となった子どもに対し、クールダウンや個別専門的ケア・指導を行う。
- 夫婦制という家庭機能と小・中学校教育における習熟度別少人数教育とが連動した運営を行い、子どもの抱える個々の複雑な背景に対応する。
- 子どもの心理的ケアを含めた個別援助に加え、子ども家庭センターと協働して、性暴力治療教育プログラムや家族再統合支援を行う。
- 在院中のリービングケア（いわゆる退所準備ケア）を実施するとともに、退院後のアフターケアについて、退院半年後及び3年後のアフターケア活動を実施し、子どもへの支援策を随時見直す。
- 子どもライフサポートセンターとともに府民ニーズに応じた役割を果たす施設として今後のあり方を検討する。

②府立子どもライフサポートセンター

府立子どもライフサポートセンターでは、虐待やネグレクト、発達特性等からくる二次障が

いなどを背景に人間関係につまずきのある子どもに対し、入所または通所による集団生活を通して、生活支援を基本に、心理的ケアや学習支援、就労支援等を組み合わせ、一人ひとりの子どもの能力や特性に応じた支援を行っている。子どもの支援ニーズは複雑化・多様化しているため、福祉・教育・雇用の分野から多職種による連携した援助を通して、個々の子どもの状況に合わせた自立支援を行っている。

【目標】

- 就労または復学・進学後も継続できるよう、一人ひとりの能力や特性、ニーズに応じた自立支援を行う。
- 民間支援団体の中学卒業年齢児童への支援体制の状況を確認し、関係機関や市町村と協働しながら、支援ノウハウを提供することを含めた連携強化に取り組む。
- 引き続き府民ニーズに応じた役割を果たす施設として今後のあり方を検討する。

【具体的取組】

- 安定した生活リズムを取れるよう支援するとともに、個々の子どもの支援ニーズに応じた個別メニューを組み、生活習慣の獲得を支援する。
- 社会生活への準備支援として、施設内での生活において、学習・就労への支援の場と、日常生活に対する支援の場を分けることにより、就労や復学・進学後も良好に継続できることをめざしたプログラムを実施する。
- 社会への適応に困難な状態にある子どもなど自分自身の課題や、親子関係の課題を整理し解決を図るため、心理職をはじめ多職種が連携することにより、自尊感情を高め、社会生活スキルの獲得に向け支援する。
- 退所後、個々の子どもの課題について必要な支援を受けられるよう、問題点の整理の仕方や、相談窓口の紹介、適切な援助の求め方などを伝えることにより、自立生活を安定して維持できるための訓練を行う。
- 支援内容の更なる充実を図るため、資格取得・就労実習などの自立支援策の拡充、地域の関係団体との連携強化に取り組む。
- 修徳学院とともに府民ニーズに応じた役割を果たす施設として今後のあり方を検討する。
特に通所については、市町村や地域の民間支援機関等による支援体制の状況を踏まえ、連携・協働のうえ、施設のあり方を検討する。

6. 母子生活支援施設

母子生活支援施設においては、利用者ニーズの複雑化・多様化に伴い、母と子どもの関係性に着目しながら、生活の場面において、母と子ども双方に支援を行っている。特に、DV被害者や虐待を受けた子どもの入所が多く、関係機関と連携し、生活支援とともに子育て支援、心理的な支援が重要である。また、生活に困窮している入所者が多い中、子どもの学習の機会を保障し、

自立を促すために、入所児童への学習支援が必要である。

さらに、アフターケアのほか、地域において専門的・継続的な生活支援を必要としている母子家庭の母と子ども等に対する支援を担う役割が求められている。

【目標】

○利用者ニーズの複雑化・多様化に伴い、母と子どもの生活の安定が図れるよう、施設機能の向上や関係機関との連携を強化する。

【具体的取組】

○母子生活支援施設は、母と子どもの関係性に着目しながら、生活の場面において、母と子どもの双方に支援ができるという特性を活かし、保護と自立支援の機能を強化するため、施設職員の研修への参加や職員の育成・指導体制の確保による資質の向上や、心理療法担当職員等の配置による支援機能の充実を図る。

○母子生活支援施設に入所する母と子どもの状況に応じて、入所前から退所後までの福祉事務所と子ども家庭センター・女性相談センター等の関係機関の連携強化を図る。

○入所児童の学習習慣の定着のため、学習支援員を配置する。

7. 障がい児入所施設における要保護児童の受入れについて

障がい児入所施設については、障がいのある要保護児童のうち、肢体不自由や重度の知的障がい等、大阪府子ども家庭センターが障がい児入所施設における専門的支援が必要と判断した要保護児童を受け入れ、日常生活の指導や自立に必要な支援を行っている。

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、障がい別に分かれていた障がい児の入所施設は、「障がい児入所施設」として一元化され、福祉型障がい児入所施設と、医療を併せて提供する医療型障がい児入所施設の 2 類型となるとともに、18 歳以上の障がい児入所施設利用者は、障がい者施策（障害者総合支援法の障がい福祉サービス）で対応することになった。

大阪府としては、障がい児入所施設における 18 歳以上の利用者について、地域生活を支える福祉サービスの拡充を図りながら、地域移行の取組を進めていく。また、乳幼児期の段階から、成人期になって地域で自立した生活ができるよう、生活技能の獲得に向けて支援していく。

障がい児入所施設への入所については、平成 18 年 10 月より契約制度が導入されているが、子ども家庭センターが国の通知による次のいずれかに該当する場合であって措置が適切であると判断した場合は、措置制度に基づく入所となる。

ア 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合

イ 保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合

ウ 保護者の虐待等により入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合

大阪府が指定している障がい児入所施設における障がい児のうち措置による入所は、平成

26年4月1日時点で約62%である。

さらに、契約による入所児童においても、要保護性のある子どもが入所している実態がある。

今後、国において、障がい児入所施設の機能等について検討することとされており、大阪府としては、このような状況も踏まえつつ、要保護児童の受入のあり方を検討していく。

8. 一時保護

一時保護所においては、虐待や緊急の養護相談、非行相談への対応など保護を要する子どもの生活の場であり、緊急保護機能、行動観察機能、短期入所指導機能を担っている。入所する子どもの年齢や特性、ニーズは多様であり、幼児グループ、学童グループ及び個別対応が必要な子どものための個室での対応による支援を行っている。

一時保護児童の増加により、平成25年8月に第2一時保護所を開設し、定員は、第1一時保護所50名、第2一時保護所36名、あわせて86名となった。

また、平成25年度の一時保護では、一時保護期間が4週を超えるケースが485人あり、一時保護解除後の子どもの生活に支障のないよう一時保護の機能の強化を図る。

【目標】

- 複雑・多様化する要保護児童の行動観察機能、アセスメント機能を引き続き強化する。
- 一時保護期間中及び一時保護解除後の子どもの生活に支障のないよう、学習支援機能の強化を図る。
- 一時保護の状況を踏まえ、受け入れ態勢の充実を図る。

【具体的取組】

- 一時保護所での、行動観察機能、医学的・心理学的アセスメント機能を引き続き強化する。
また、アセスメント結果について、観察会議等を通して子ども家庭センターと共有し、連携強化を図る。
- 保護期間中の教育保障を図るため、一時保護所において、学習支援プログラムを引き続き実施する。また、委託一時保護においては、一時保護所に相当する学習支援が可能となるよう国に要望するとともに、学習支援の充実を図る。
- 一時保護所の入所状況及び委託一時保護の状況を分析し、必要に応じて、一時保護所等の受け入れ態勢について検討する。

9. 自立援助ホーム

自立援助ホームにおいては、義務教育を終了した20歳未満の児童等であって、主に児童養護施設等を退所したものが入居し、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。児童養護施設等は、新規措置は18歳未満までであるのに対し、自立援助ホームは20歳に達するまで新規入居することができるため、多様な利用者を支援していく取り組みも重要である。

現在男女各1ホームが設置されているが、今後ニーズを分析しつつ、必要であれば複数設置を検討する。

10. 児童家庭支援センター

児童家庭支援センターにおいては、子どもに関する家庭その他からの相談のうち、子ども家庭センターでの専門的な相談と、市町村の身近な子育て相談の中間的な事業として、それぞれを補完的・支援的役割を担っている。大阪府では、情緒障がい児短期治療施設に附置し、心理療法担当職員などによる通所指導、個別相談業務、地域の保護者・子ども向けに治療教育的なプログラムを実施するなど施設のメリットを生かし、市町村では実施困難な専門的・治療的な取り組みを行っている。

【目標】

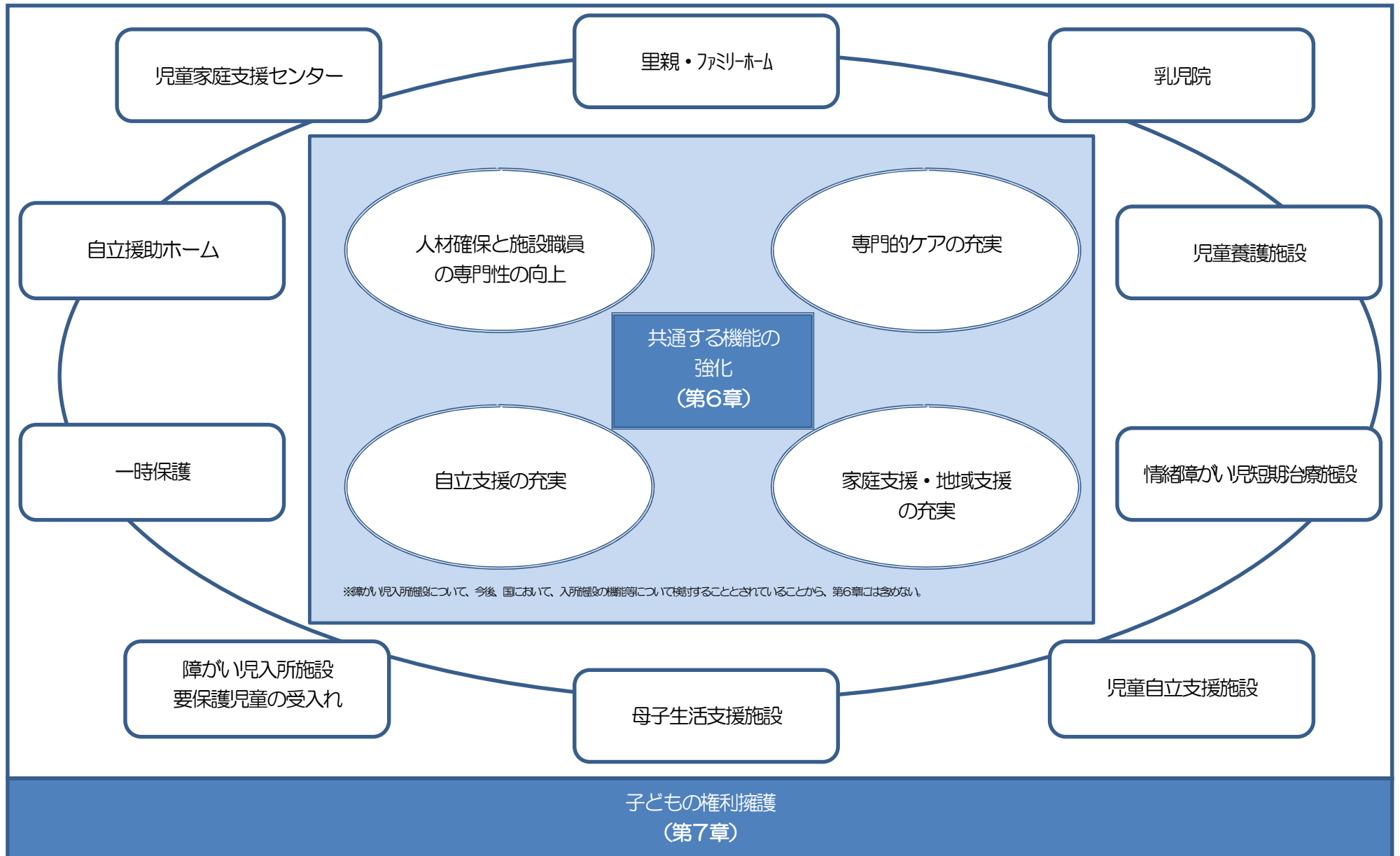
○児童虐待の早期予防、早期援助のための取り組みを引き続き実施する。

【具体的取組】

○24時間365日、地域に密着した専門性の高い相談対応を行う。

○地域において、効果的な予防・治療プログラムを活用した保護者支援の実施や親子が安心して交流できる場を提供するなど、市町村と連携し、児童虐待の予防に資する事業を実施する。

社会的養護に共通する機能の強化



第6章 社会的養護に共通する機能の強化

1. 人材確保と施設職員の専門性の向上

児童福祉の分野を職業として志す者を増やし、多様な人材が様々な施設で活躍することが望まれる。児童福祉の分野で働くには、社会福祉士、保育士、栄養士をはじめとした専門的な資格を必要とするため、このような資格を持つ者を増やすことや、潜在的有資格者の再就業を進める必要がある。

また、保護を要する子どものおかれた状況や支援ニーズを理解し、さまざまな課題をもった子どもや保護者に対する支援スキルをもつ人材の確保及び雇用後の人材育成が、社会的養護の質の向上のために求められている。特に、施設における小規模化にあたっては、リーダーとなる職員の不足が見込まれることから基幹的職員の養成が求められる。

【目標】

- ケアを充実するために、必要な知識・技術を有する児童指導員や保育士を確保できるよう支援する。
- 施設において自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成する。

【具体的取組】

- 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会等と連携しながら、社会的養護への理解と関心を高め、将来の専門人材の確保を図るための福祉職員養成講座を充実するとともに、施設でのトライアル雇用等を通じて雇用のミスマッチの解消に取り組む「児童養護施設等実習生受入・就職促進事業」を実施する。
- 大阪府社会福祉協議会に設置されている大阪社会福祉研修センターとの連携により、リーダーとして新たな課題等に対応できる基幹的職員研修をはじめ、施設職員の定着支援・モチベーションの向上のためのキャリアパスの設定やスキルアップ研修等を継続して実施する。
- また、就職説明会の開催等を通じて、新卒者等の若い世代の就職や、出産・子育てにより退職した女性など、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、「子育て支援員／社会的養護コース（仮称）」を創設し、新たな担い手となる人材の確保等を検討する。

2. 専門的ケアの充実

社会的養護を必要とする子どもは、愛着形成の課題や心身に傷を抱えていることが多い。適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、子どもが心身の傷を回復していくことができるよう専門的な知識や技術を有する者によるケ

アが必要である。

また、虐待を受けた子どもの早期の家庭復帰、家庭復帰後の虐待の再発防止、家庭復帰はしない場合でも親子関係の回復、親子分離に至らない段階での親支援等のため、虐待防止の保護者援助プログラムを含め、家族再統合支援が重要である。このため、施設や里親等では、親との面会や外泊の支援、子ども家庭センターとの連携によるアクションプラン、ペアレントトレーニング等を行っており、今後さらなる充実が必要である。

【目標】

- 虐待を受けた経験のある子ども、障がいのある子どもなどに専門的ケアの充実を図る。
- 家族再統合に向けた取り組みを、家族、子ども家庭センター、施設、里親等の協働で進める。

【具体的取組】

- 心理療法担当職員を全施設配置、また、医療的ケアが必要な子どものいる施設には看護師を配置する。
- 虐待を受けた経験のある子どもや障がいのある子どもなど多数入所していることから、心理的ケアについて事例集の作成及び活用促進を行うなど専門的ケアを充実する。
- 施設入所児童や里親委託児童等に対し、中央子ども家庭センター「こころケア」による虐待を受けた経験のある子ども等のトラウマ治療を中心とした回復支援などを行う。
- 子ども家庭センターは施設・里親等と連携・協力して、家族再統合支援を実施しているところであるが、家庭支援専門相談員等との協働を進め、家族関係や問題のアセスメント力の強化を図り、子どもやその家族とも目標を共有しながら、効果的な支援に努める。

3. 自立支援の充実

社会的養護の下で育った子どもが、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できることが重要である。虐待を受けるなど不安定な養育環境で育った子どもは、自信を失っている子どもも多く、将来の自立生活能力を高めるためには、安心感ある場所で、大切にされる体験をし、自己肯定感を育み、自己決定する力を養うことが基本となる。そのうえで、他者の意見を受け入れるなど共生する力、生活スキルや社会的スキルを獲得することのできる力を育む養育が必要である。さらに、衣食住に関する基本的な生活管理、金銭管理、健康管理等の基本的な生活スキルの獲得及び、社会人に求められるマナーの涵養や、主体的な時間の使い方を学ぶなど、自立生活を維持するうえで必要な力を身につけられるよう養育することも必要である。

また、虐待を受けるなど不安定な養育環境で育った子どもは、学習習慣が定着していない子どもも多い。貧困の連鎖を防ぐため、学習習慣を定着させたり、資格取得を促したりすることによって、安定した自立生活を開始できるよう支援することが必要である。

【目標】

- 施設入所児童の高校進学率は全国平均と同等を維持し、大学等進学率の向上をめざす。
- 就労を目指す子どもの職業観・勤労観を育成し幅広い職業選択を図れるよう支援する。
- 施設退所後の就労や社会生活が円滑かつ安定したものとなるよう支援する。

【具体的取組】

- 不安定な養育環境のため落ち着いて学習できずに施設入所した子どもに対して、学習習慣を定着できるよう小学生段階から支援する。
- 施設入所中の子どもが、近い将来の自立に向けて職業についての具体的なイメージを持ち、確かな職業観・勤労観を現実のものとするために、中学生・高校生を対象とした「施設退所児童等に対する児童自立生活援助事業」を継続して実施する。
- 施設や里親等が、アドミッションケアから、インケア、リービングケア、アフターケアまでの一貫した支援を行えるよう支援する。
- 施設における食事提供及び施設職員の資質向上を図り、食を通じた子どもの健全育成に関する研修を実施する。
- 自立後の生活のモデルや心の支えを図るため、施設で生活している中学生や高校生にとって、既に自立した人たちと出会い、子ども同士が意見を交換し、相互に支援を行う活動を応援する。

4. 家庭支援・地域支援の充実

市町村においては、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待の防止に取り組んでいる。市町村と子ども家庭センターは、その機能や権限に応じた対応を行っており、引き続き、適切にアセスメントを行い、家庭に応じた支援を展開することが重要である。

また、子育て支援サービス等の充実により、虐待を未然に防ぎ、親子分離に至らない段階での親支援の充実にも取り組む必要がある。

虐待を受けた子どもの早期の家庭復帰、家庭復帰後の虐待の再発防止、家庭復帰をしない場合でも親子関係の回復については、虐待防止の保護者援助プログラムなどを行っており、今後も引き続き行う必要がある。

施設等において行われている、親との面会・外泊の支援、子ども家庭センターと連携したアクションプランの実施、心理療法、ペアレントトレーニング等について、今後さらなる充実が必要である。

【目標】

- 社会的養護について、市町村、子育て関係機関、府民等の認知度を高める。
- 市町村の家庭支援機能の強化に向け、市町村支援を行う。
- 家族再統合に向けた取組みを、家族、施設、里親、子ども家庭センターの協働で進める。
- 子どものリービングケア（家庭復帰及び社会的自立に必要な準備への援助）と、子どもを受け入れるための保護者への支援を行う。

【具体的取組】

- 広報啓発や研修等を通じて、社会的養護についての理解を促す。
- 市町村の児童家庭相談機能や要保護児童対策地域協議会の機能の向上に向けて、「大阪府市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修」や「大阪府市町村児童家庭相談援助指針（相談担当者のためのガイドライン）」の改訂・提供などを引きつづき行う。また、子ども家庭センターは、要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース検討会議等を通じて、市町村のアセスメント機能や連携の質の向上を図る。
- 自ら出向いてサービスを利用することが難しいなど、支援が届きにくい家庭にも実施できる訪問型支援の充実に向け、訪問員研修などを通して市町村を支援する。
- 保護者からの暴力や暴言を伴う施設への不満、無理な引き取り要求または子どもに無関心など対応困難な事例に対して、今後もアクションプランを通じて、家族再統合支援を実施する。
- 家族再統合支援事業として、虐待等を理由として施設に入所している子ども等の保護者に対して養育力をはぐくむ支援プログラムを引き続き実施する。
- 要保護児童対策地域協議会参画機関との連携・協働により、多面的な家庭支援を行い円滑な家庭復帰を図る。

第7章 子どもの権利擁護

家族から離れて暮らす子どもにとって、一時保護所や施設、里親等は、安全で安心な生活の場であることが何よりも重要である。また、援助者は、子どもが年齢に応じた自己決定を適切に行えるよう、支援しなければならない。

施設や里親等の下で暮らす子どもの権利擁護については、大阪府と施設・里親等がその理念を共有し、被措置児童等虐待（施設内虐待）など子どもの権利侵害を予防・防止する取組みを日ごろから行うとともに、権利侵害事案が発生した際には適切な対応を速やかに行うことによって、その責務を果たさなければならない。

（1）子どもが意見を表明しやすい仕組みづくり

大阪府では、社会的養護関係施設や里親等で暮らす子どもが、自らの権利を認識し、必要な意見を表明するなど権利を行使できることを記した「子どもの権利ノート」を2歳以上の全児童に対して措置時に渡し、子どもの年齢や理解力に応じた説明を行っている。「子どもの権利ノート」では、自らの権利と同様にほかの人の権利を守るためには、ルールが必要であることも示している。

また、「子どもの権利ノート」には、「あなたへの大切なお知らせ」（届出はがき付き）を添付し、使い方について子どもの年齢に応じた説明を行っている。届出があった全児童に面接等を行い、速やかに対応することによって問題の解決に取り組んでいる。

（2）施設・里親等における取組みへの支援

社会的養護の下で長期間暮らし、成長する子どもについては、社会的養護による主たる養育者が途中で変わった場合でも、つながりのある健やかな育ち、育てが行われるよう、養育記録の記載や効果的な引き継ぎが行われる必要がある。大阪府では、指導監査等を通して、養育記録の方法等についての確認を行っている。また、施設・里親等において生活する子どもが、自らの生活をいつでも振り返られるよう「育てノート」や「育ちアルバム」等に記録し、そこに支援者の援助の記録を記載することによって、子どもの心の中に「自分は愛され、見守られ、期待されてきた」という自分の人生を肯定的に受け止められるような気持ちを育てるような援助が、必要であり、子ども家庭センターが、施設等とともに行うライフストーリーワーク等の取組みを通して支援している。

また、施設における子どもや保護者からの苦情解決については、担当職員を配置することや、苦情解決の仕組みを分かりやすい掲示等によって周知すること、意見箱の設置や児童自治会の設置などによって意見や苦情を言いやすい環境づくりが必要である。寄せられた意見や苦情に対しては公正な対応となるよう、第三者委員等による解決の仕組みが重要である。

さらに、社会的養護関係施設においては、平成24年度から、第三者評価を3年に1回は

受審すること、及び、第三者評価を受審していない年の自己評価の実施が義務付けられた。大阪府では、指導監査等によって、これらの仕組みが有効に機能するよう指導・助言を行っている。また、ファミリーホームや自立援助ホームにおいては、第三者評価について努力義務とされている。

大阪府では、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会施設福祉部児童施設部会と共催し、子どもの権利擁護を図るための研修を毎年実施することによって、事案への対応方法を学ぶとともに、職員の意識向上につなげている。

(3) 大阪府における取組み

大阪府では、「児童福祉施設等における人権侵害事案等対応マニュアル」を作成するとともに、「大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会被措置児童等援助専門部会」を開催し、虐待行為に留まらず児童間のトラブルへの対処についても取り上げ、事案への対応について検証するとともに再発防止に取り組んでいる。また、同部会においては、専門的な立場から発生事案に対する関係者からの聞き取り調査等も必要に応じて行っている。

【目標】

- 子どもの年齢に応じた自己決定を尊重し、子どもが自らの権利を主体的に行使できるよう取り組む。
- 施設・里親等の日常的な権利擁護機能が構築されるよう、施設等への支援に取り組む。
- すべての被措置児童等の権利が守られるよう、関係機関との連携強化に取り組む。

【具体的取組】

- 施設・里親等において、子どもが意見を表明することができるよう、意見箱のより効果的な運用や、権利ノートの内容や利用方法を入所児童に定期的に説明するよう促す。
- 子ども家庭センターは、引き続き年1回の施設訪問調査や、児童福祉司や児童心理司による児童面接を実施し、子ども自身からの相談に応じ、意見を聞く。
- 社会的養護における子どもが、自らの育ちの過程をいつでも振り返ることができるために、施設が子どもと共有できる養育記録を整備するよう促すなど支援に取り組む。
- 第三者委員が、子どもに対する面談やアンケート等を通して、子どもの意見を確実にキャッチできるよう促し、第三者委員の効果的な活動を支援できるよう取り組む。
- 問題の解決とともに、子どもの権利回復、再発防止に向けた生活の質の向上、子ども間・職員間の人間関係や組織対応力の向上など施設支援全体の向上につなげる。
- 施設等に対して、年1回以上の研修を行い、権利擁護への理解を促進するとともに、援助者が入所児童へ権利擁護の仕組みを説明する機会を設けるよう促すなど、未然防止のための取組みを継続して行う。

